

発行概要書(案)

平成13年12月10日現在

第1回公営企業債券



発行者

公営企業金融公庫

Japan Finance Corporation for Municipal Enterprises

○モルガン・スタンレー証券会社 ○みずほ証券株式会社

目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
	1. 新規発行債券	2
	2. 債券の引受けおよび債券発行事務の委託	6
	3. 新規発行による手取金の使途	6
第2	事業の概況等に関する特別記載事項	7
	1. 設立の経緯・目的	7
	2. 日本政府との関係	7
	3. 自己資本について	8
	4. 貸付債権の状況について	8
	5. 為替リスクについて	9
	6. 金利変動リスク	9
	7. 資金調達について	10
	8. 行政改革関連事項	10
第二部	発行者情報	12
第1	発行者の概況	13
	1. 主要な経営指標等の推移	13
	2. 沿革	14
	3. 事業の内容	14
	4. 関連会社の状況	33
	5. 従業員の状況	33
第2	事業の状況	34
	1. 業績等の概要	34
	2. 対処すべき課題	44
	3. 経営上の重要な契約等	46
	4. 研究開発活動	46
第3	設備の状況	47
	1. 設備投資等の状況	47
	2. 主要な設備の状況	47
	3. 設備の新設、除却等の計画	47
第4	発行者の状況	48
	1. 資本金の推移	48
	2. 役員の状況	50
第5	経理の状況	51
	1. 財務諸表の作成方法について	51
	2. 財務諸表等	51
第6	発行者の参考情報	83

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第 1 回公営企業債券	券 面 総 額	金 100,000,000,000 円
記名・無記名の別	無 記 名 式	発行価額の総額	金 99,970,000,000 円
各社債の金額	1億円の1種	申 込 期 間	平成 13 年 12 月 13 日
発 行 価 格	額面 100 円につき 99.97 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 99.97 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 1.42%	払 込 期 日	平成 13 年 12 月 26 日
利 払 日	毎年 6 月 26 日及び 12 月 26 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店および国内各支店
償 還 期 限	平成 23 年 12 月 26 日 (別記「償還の方法」欄「2. 償還の方法及び期限」参照)	登 録 機 関	株式会社東京三菱銀行 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成 14 年 6 月 26 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 26 日及び 12 月 26 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 発行日の翌日から第 1 回の支払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に記載の利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「10. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面 100 円につき金 100 円</p>		

	<p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成23年12月26日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「10. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>	
担 保	<p>本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、公営企業金融公庫法（昭和32年法律第83号。以下「公営企業金融公庫法」又は「公営公庫法」という。）の定めるところにより、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	
財 務 上 の 特	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
取 得 格 付	<p>1. 取得予定の格付 A A A</p> <p>2. 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付取得日 平成13年12月13日</p>	
取 得 格 付	<p>1. 取得予定の格付 A A</p> <p>2. 指定格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・レイティングズ・エル・エル・シー</p> <p>3. 格付取得日 平成13年12月13日</p>	
摘 要	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 公営公庫法第25条第1項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社東京三菱銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項の他、法令及び公庫と受託会社との間の平成13年12月13日付募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。</p> <p>2. 期限の利益の喪失事由</p> <p>本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履</p>	

行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。

(3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。

(4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

3．債券の喪失

(1) 本債券の債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公庫に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公庫は、代わり債券をその者に交付することができる。

(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したのものに対しては、その利息を支払う。

(3) 本債券の債券を毀損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

4．代わり債券の交付の費用

公庫は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。

5．欠缺利札の取扱

本債券を償還する場合において、欠けている支払期日未到来の利札があるときは、その利札面金額に相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

6．公告の方法

公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

7．債券原簿の公示

公庫は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．本債券の発行要項及び委託契約の公示方法

本債券の発行要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。

9. 本債券の発行要項の変更

- (1) 公庫は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

10. 本債券の債権者集会

- (1) 本債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債権者は、その保有する本債券の債券（又は登録内容証明書）を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

11. 元利金支払場所

株式会社東京三菱銀行本店

2. 債券の引受けおよび債券発行事務の委託

	引受人の氏名または名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	モルガン・スタンレー証券会社東京支店	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号	45,000	1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額が全額に達しない場合は、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金32.5銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	45,000	
	クレディスイスファーストホストン証券会社東京支店	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号	1,000	
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号	1,000	
	新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号	1,000	
	大和証券エムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 5 号	1,000	
	東京三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	1,000	
	日興リモン・スミ・パニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	1,000	
	農中証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号	1,000	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	1,000	
	メリル Lynch 日本証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	1,000	
	UFJキャピタルマーケット証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 番 3 号	1,000	
	計		100,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住 所		
	株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
99,970百万円	493百万円	99,477百万円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額99,477百万円は、公営公庫法第19条及び同法附則第10項に定める業務並びに債券償還の資金に充当されます。

第2 事業の概況等に関する特別記載事項

1. 設立の経緯・目的

公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、公営企業金融公庫法に基づき、昭和32年に設立されました。公庫の目的は、公営公庫法第1条第1項により、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること、同条第2項により、地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること、同条第3項により、土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること、と規定されています。

公庫は、公営公庫法第19条、同法附則第9項及び第10項により、以下の業務を行います。

地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付、並びにこれらの業務に附帯する業務。

地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

土地開発公社が行う公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付に係る業務。

尚、公庫の沿革、各業務の概要については本発行概要書の14ページ及び17ページをご参照ください。

2. 日本政府との関係

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けるほか、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。又、貸付利率についても貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を勘案し、主務大臣の承認を受けて決定しております。

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなっており、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、内閣における決定を経ることとなっております。内閣における決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっております。

公庫は、公営公庫法により公営企業債券を発行することができ、その資金調達の多くを当該債券(政府保証債)によっています。毎年度の政府保証債の発行額の上限は、国の一般会計予算総則において定められています。

公庫は、会計検査院により書面検査(毎月)及び実地検査(年1回)を受けており、その検査結果は毎年1

度会計検査院から内閣経由で国会に提出されています。

3. 自己資本について

公庫は、政府系金融機関であり、銀行法の適用を受けませんので、国際統一基準による自己資本比率を算出していませんが、貸借対照表上の資本合計額と総資産額の比率は以下の通りです。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計 / 総資産
平成 11 年度末	16,600	24,066,235	0.07%
平成 12 年度末	16,600	24,969,939	0.07%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)によると、地方公共団体向け貸付債権はリスクウエイト 0%とされており、地方公共団体が設立する土地開発公社及び地方道路公社(以下「対象二公社」と総称します。)向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイトが 10%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しております。

なお、平成 13 年 9 月 28 日に公表した行政コスト計算書の民間企業仮定貸借対照表により、同様の計算をすれば、次のようになります。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計 / 総資産
平成 12 年度末	1,324,659	25,010,101	5.30%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)によると、地方公共団体向け貸付債権はリスクウエイト 0%とされており、対象二公社向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイトが 10%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しております。

4. 貸付債権の状況について

公庫の貸付対象は、地方公共団体ならびに対象二公社に限定されており、公社に対する貸付の場合には必ず設立地方公共団体の債務保証を受けることもあり、公庫が有する貸付債権について、これまでに支払の遅滞、貸倒等の債務不履行は 1 件も発生していません。また、公庫は、以下の理由から、今後においても少なくとも地方公共団体が債務者である貸付債権に関する限り債務不履行が生じる可能性は小さいものと考えています。但し、下記は現行の法制度を前提としたものであり、今後法制度の改正が行なわれた場合には、下記の各理由が妥当しなくなる可能性があります。

地方公共団体による借入その他の地方債の起債は、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号。その後の改正を含みます。)第 5 条により限定的な場合にのみ認められており、かつ、同法第 5 条の 3 により、地方

公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないとされていること(なお、同法附則第 33 条の 7 第 4 項により、平成 17 年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。)

地方財政再建促進特別措置法(昭和 30 年法律第 195 号。その後の改正を含みます。)に規定される歳入欠陥を生じた地方公共団体のうち一定のものについては、同法に基づく地方債の起債制限が適用され得ること。また、同法に規定される財政再建団体又は準用財政再建団体については、同法の下で厳格な財政再建措置がとられ得るような制度が用意されていること。

地方公共団体については、破産法(大正 11 年法律第 71 号。その後の改正を含みます。)の適用はないと考えられ、地方公共団体に対する貸付債権の行使が破産手続により制限されることはないこと。

地方公共団体は一定の課税権を有していること。

なお、地方公共団体向け以外の公社向け貸付の残高は、平成 12 年度末現在、貸付残高全体の 1.0%です。

公庫は、法令上、上記の対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付を行うことはできません。

5. 為替リスクについて

公庫では、外貨建て債券を発行しており、従って為替リスクを負っております。かかる為替リスクをヘッジするため、公庫は通貨スワップを行っています。平成 13 年 9 月末現在の信用リスク額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
通貨スワップ	866,201	18,548
ネットティングによる信用リスク削減効果	-	8,482
合計	866,201	10,066

(注)信用リスク額は国際統一基準によって算出したものです。

6. 金利変動リスク

公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長 28 年、平均でも 25 年の固定金利で貸付を行っております(平成 13 年度からはかかる固定金利方式と 10 年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間 10 年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っております。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常 2 回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

公庫は、このような貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利変動リスクについて、公営企業金融公庫法施行令(昭和 32 年政令第 79 号。以下、「公営企業金融公庫法施行令」又は「公営公庫法施行令」という。)第 16 条に基づく債券借換損失引当金の積み立て等によって対処しています。詳細につきましては、本

発行概要書 44 ページをご参照ください。

7. 資金調達について

公庫は、他の政府系金融機関と異なり、財政融資資金からの借入を行っていません。公庫は、公営公庫法第 23 条に基づき公営企業債券を発行することを認められており、これには資産担保型を除き一般担保が付されています。発行する債券には、政府保証債(国内債・外債)、政府保証のない公募債(いわゆる財投機関債)及び縁故債があります。

8. 行政改革関連事項

(イ) 財政投融資制度改革について

平成 13 年度より実施された財政投融資制度改革においては、財投機関は市場からの資金調達を通じて市場の評価にさらされることにより、経営の一層の効率化の促進を図ることとされています。すなわち、財政投融資制度については、平成 13 年 4 月 1 日より、従来の郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託が廃止され、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融資制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする趣旨の制度改革が実施されました。

公庫においては、従来から資金運用部よりの借入は行っておらず、必要な資金は政府保証債等の債券発行により市場から調達していましたが、このような改革の趣旨に沿った対応を図るため、非政府保証公募債である本公営企業債を発行することとなりました。本公営企業債は、公庫が発行する第 1 回の財投機関債でありその債権者は公庫の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ロ) 政策コスト分析について

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。

平成 13 年度政策コスト分析結果(平成 13 年 6 月 27 日公表)

	政策コスト	分析期間
公営企業金融公庫	93 億円	30 年

政策コスト分析の詳細については、本発行概要書 27 ページをご参照ください。

(ハ) 行政コスト計算書の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫およびその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算書を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

公庫は、平成 12 年度の行政コスト計算書を平成 13 年 9 月 28 日に公表いたしました。公庫の行政コスト計算書の概要等は、公庫ホームページに掲載するとともに、公庫の事務所に備え置き公表しています。

(単位：百万円)	
業務費用	192,493
政府出資等の機会費用	268
行政コスト	192,225

行政コスト計算書の詳細については、本発行概要書 28 ページ及び 71 ページをご参照ください。

(二) 特殊法人等改革の動向について

- 平成 12 年 12 月 1 日 「行政改革大綱」閣議決定
平成 13 年度中に特殊法人等整理合理化計画を策定し、遅くとも平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずるとされる。
- 平成 13 年 4 月 3 日 「特殊法人等の事業の見直しの論点整理」公表
事業を 18 に類型化し、76 項目の見直し基準を示した。
- 平成 13 年 6 月 22 日 「特殊法人等改革基本法」施行
「特殊法人等の事業見直しの間とりまとめ」公表
- 平成 13 年 8 月 10 日 「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」公表
- 平成 13 年 9 月 4 日 「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」公表
- 平成 13 年 10 月 5 日 「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」公表
- 年 内 行政改革推進事務局が「特殊法人等整理合理化計画」を策定予定

現在、行政改革推進事務局が平成 13 年 8 月 10 日に公表した「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」等を受けて、組織改革の検討等が行われており、本年内に「特殊法人等整理合理化計画」が策定されることとなっております。こうした特殊法人改革の今後の動きによっては公庫の事業内容等に影響を及ぼす可能性があります。

特殊法人等改革の動向を見据えた対処方針については、本発行概要書 46 ページをご参照ください。

また、特殊法人改革に関する詳細については、本発行概要書 29 ページも併せてご参照ください。

第二部 発行者情報

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
経常収益 a	1,025,520	1,035,005	1,024,831	1,001,429	974,918
経常費用 b	889,538	905,679	881,826	842,885	779,108
収支差 a - b	135,983	129,326	143,006	158,544	195,809
債券借換損失引当金繰入額 _(注1)	135,983	129,326	143,006	158,544	195,809
当期利益金	0	0	0	0	0
総資産額	20,373,608	21,828,220	23,048,193	24,066,235	24,969,939
貸付金残高	18,912,995	20,224,426	21,418,759	22,534,228	23,377,079
債券発行残高	18,523,402	19,800,910	20,839,815	21,673,103	22,362,802
公営企業健全化基金	720,565	760,335	794,366	820,745	843,152
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注 1) 経常収益と経常費用の収支差については、発行済みの公営企業債券の借換により生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、債券借換損失引当金として当該年度末貸付残高の 80 / 1000 の範囲内で積み立てていることから、当期利益金は生じておりません。

(注 2) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき公営企業金融公庫設立(昭和 32 年 6 月 1 日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設

3. 事業の内容

(1) 公庫の概要

(a) 業務の目的

公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること(公営公庫法第 1 条第 1 項)。

地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 2 項)。

土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 3 項)。

(b) 資本金の構成及び貸付実績

公営公庫法第5条第1項は、公庫の資本金は24億円とするとしており、さらに、同条第2項は、政府は必要があると認めるときは公庫に追加して出資することができるとしており、かかる追加の出資があった場合には、同条第3項により、公庫はその出資額により資本金を増額するものとされております。

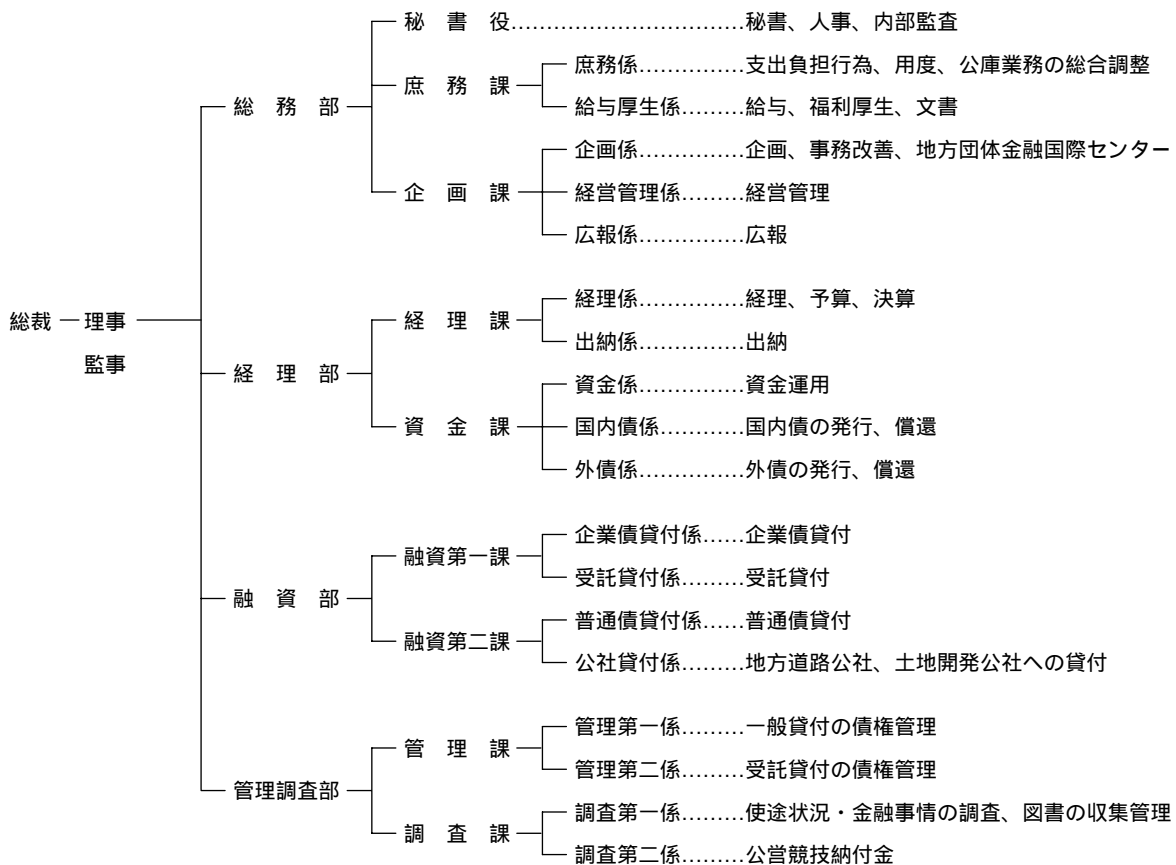
平成13年3月31日現在の公庫の資本金の額は166億円であり、その全額を政府が産業投資特別会計から出資しています。

また、平成12年度における公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成12年度貸付額	1兆9,705億98百万円
平成12年度末貸付金残高	23兆3,770億79百万円

(c) 組織図

(平成13年10月1日現在)



(参考) 役員の仕事及び権限(公営公庫法第10条)

総裁は、公庫を代表し、その業務を総理します。

理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

(d) 日本政府の監督等

資本金の出資

前記1.(1)(b)記載のとおり、公庫の資本金は、その全額が政府の産業投資特別会計から出資されています。

主務官庁による認可事項等

主務官庁による監督(公営公庫法第35条)

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

役員任命と解任(公営公庫法第11条、第36条)

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

業務方法書の認可(公営公庫法第20条)

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けます。

事業計画、資金計画の認可(公営公庫法第22条)

公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。

債券発行の認可(公営公庫法第23条第1項)

公庫は、主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行します。

利率の承認(公営公庫業務方法書第4条第1項第6号)

公庫は、貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を助案し、主務大臣の承認を受けて貸付利率を定めております。

予算制度(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条)

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなっており、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経ることとなっております。

閣議の決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっております。

国庫補給金

公庫の基準利率は、資金調達コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率が適用されており、これまで特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金の運用益等に加え国庫補給金により賄われてきたところです。

このうち、国庫補給金については、公庫の経営状況等にかんがみ、昭和62年度予算から順次縮減され、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において「国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する」とされたことを受け、平成12年度予算を最後に廃止されています。

なお、国庫補給金の廃止後も公庫としては、経営の健全性に配慮しつつ、引き続き低利貸付を実施していくこととしており、そのために必要な自己財源を将来にわたり確保し、財務の健全性を担保するため、これまでの公営企業健全化基金の活用に加え、平成13年度からは利差補てん引当金制度を創設したところです。

会計検査院の検査

公庫に対しては会計検査院法第20条、第22条第1項第5号及び第30条の2に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年1回実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。また議院等から国会法の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。(合规性)
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。(経済性、効率性)
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。(有効性)

(D) 公庫の業務内容

(a) 業務の内容

公庫は、公営公庫法第19条、同法附則第9項及び第10項により、以下の業務を行います。

地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付、並びにこれらの業務に附帯する業務。

地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

土地開発公社が行う公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付に係る業務。

なお、平成12年度長期貸付(次頁の「(参考)貸付の種類」をご参照下さい)実績の割合についてみると、に係る貸付は1兆9,479億円(98.8%)であります。

前記に記載される地方債とは、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により総務大臣又は都道府県知事の許可(平成18年度から地方債許可制度が廃止され、原則として地方債協議制度に移行する予定です。)を得た公営企業及び臨時三事業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをいいます。

また、公営企業とは、地方公共団体の行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので政令で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、公営公庫法附則第10項をご参照下さい。

この結果、公庫の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

公庫の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	工業用水道事業
3	交通事業
4	電気事業
5	ガス事業
6	港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
7	病院事業
8	介護サービス事業
9	市場事業
10	と畜場事業
11	観光施設事業
12	有料道路事業
13	駐車場事業
14	地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業
15	公共下水道事業及び流域下水道事業
16	市街地再開発事業
17	公営住宅事業
18	産業廃棄物処理事業
19	臨時地方道整備事業
20	臨時河川等整備事業
21	臨時高等学校整備事業

(b) 業務の方法

公庫は、公営公庫法第 20 条第 1 項により、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないものとされており(なお、これを変更しようとする場合も同様とされています。)、かかる規定に基づき、昭和 32 年 6 月 1 日付けをもって業務方法書を作成し、当時の主務大臣である内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けております。

(参考)貸付の種類

- ・一般貸付
 - 長期貸付
 - 許可前貸付(平成 12 年度までの起債前貸を名称変更いたしました。)
 - 短期貸付
- ・公社貸付
- ・受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び許可前貸付、公社貸付)

公庫による貸付(後記(d)に記載する一時借入金の貸付を除きます。)は、以下に記載するところから従って行われます。

貸付の相手方

公営企業及び臨時三事業に係る地方債の許可を受けた、又は受ける見込みが確実な地方公共団体
地方的な幹線道路の建設を行う地方道路公社
公営企業に相当する事業を行う土地開発公社

貸付の対象となる事業

地方公共団体に対する貸付の場合

前記(a)に記載する公営企業が行う事業及び臨時三事業

地方道路公社に対する貸付の場合

有料道路事業(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第21条第1項に定める道路の新設又は改築にかかるもののうち道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第8条の3第1項に基づく貸付の対象となったものに限ります。)

土地開発公社に対する貸付の場合

港湾整備事業(埋立事業に限ります。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業

貸付金の使途

設備資金、設備資金に係る地方債の借換のために要する資金及び設備資金に係る地方債の支払利息の支払いのために要する資金

貸付金の限度額

地方公共団体に対する貸付金の限度額

許可を受けた地方債の額及び許可を受ける見込みが確実な額のうち政府資金による引受が行われない額に相当する額

地方道路公社に対する貸付金の限度額

地方的な幹線道路の建設に要する資金のうち、一般金融機関の融資及び国の貸付が行われない額に相当する額

土地開発公社に対する貸付金の限度額

公営企業に相当する事業に要する資金のうち、一般の金融機関の融資が行われない額に相当する額

貸付の方法

証書貸付又は債券の応募による

貸付利率

公庫の長期の貸付利率には、基準利率と特別利率及び臨時特別利率があります。

基準利率が利率算定の基礎となりますが、実際(平成12年度)の貸付実績では、特別利率の適用が76.2%、臨時特別利率の適用が21.8%、基準利率の適用が2.0%となっています。

公庫の基準利率は、資金調達コストを反映して貸付期間及び償還形態に応じて設定しています。具体的な算定方法は、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と、貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。(注1)

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しています。平成 13 年度は基準利率-0.3%となっています。

臨時特別利率は、総務省の政策に基づいた特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しています。平成 13 年度は基準利率-0.35%となっています。基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

これらの利率の改定の際は、主務大臣の承認を受けることになります。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金(注 2)等により賄われていますが、新たに平成 13 年度には、特別利率による貸付を安定的に継続していくため、その利下げのための将来の所要財源を確保するための利差補てん引当金(注 3)制度を創設しました。

(注 1) 割引現在価値の算出方法

政保国内債の発行条件決定日における国債の流通利回りのイールドカーブに、各々の公庫債の発行条件決定時における各々の発行者利回りと国債流通利回りとのスプレッドを加重平均して上乗せしたものを公庫債のイールドカーブとみなし、当該公庫債のイールドカーブに基づくディスカウントファクターを計算し、調達済み資金及び貸付のキャッシュフローに乗じて割引現在価値を算出します。

(注 2) 公営競技納付金

地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を貸付利率の引き下げ財源として活用しております。

(注 3) 利差補てん引当金

特別利率による貸付(臨時特別利率を含む。)については、従来は国庫補給金及び公営企業健全化基金運用益等を財源として利下げを行ってきましたが、平成 12 年度を最後に国庫補給金が廃止(平成 9 年 9 月の閣議決定)されたことに伴い、今後も引き続き低利貸付実施のための自己財源を確保し、財務の健全性を担保するため、平成 13 年度から新たに創設したものです。

貸付利率決定の仕組み

<p>基準利率</p> <p>資金調達コストを反映した利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率計算時点で、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を決定。 ・調達済原資はその割合に応じて融資に使用されたと想定して、その各未使用残高を次の原資として繰り越す。 ・資金滞留期間中の調達済原資の支払利息等について、原資の現在価値計算に織り込み、資金滞留損を、資金調達コストとして各月の貸付利率に反映させる。 ・資金滞留期間中の調達済原資に係る運用益についても、資金調達コスト把握の一環として各月の貸付利率に反映させる。 ・利率計算上生じる端数については、0.05 刻みとなるよう切上げ計算を行い、0.05 刻みの利率とする。(これにより事務コスト等を吸収する。) <p>利率の改定に際しては、主務大臣(総務大臣及び財務大臣)の承認を受けて、公営企業金融公庫業務方法書に規定する主務大臣承認事項の別表を改正したうえ、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>港湾整備、地域開発、観光施設事業等に適用</p>
<p>特別利率</p> <p>特定の事業について基準利率より低く設定した利率(平成 13 年度基準利率 - 0.3%)。利下げ財源は、利差補てん引当金、公営企業健全化基金の運用益及び同基金の取り崩し。</p> <p>利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>上水道、下水道、工業用水道事業等に適用</p>
<p>臨時特別利率</p> <p>総務省の政策等に基づいた特定の事業について特別利率よりもさらに低く設定した利率(平成 13 年度基準利率 - 0.35%)。</p> <p>利下げ財源は特別利率と同じ。</p> <p>利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>上水道、下水道、交通及び病院の各事業の一部に適用</p>

償還期限

貸付の日の翌日から 28 年以内

償還の方法

据置期間は 5 年以内とし、償還は、割賦償還又は一時払いの償還としています。但し、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

債務の保証

地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付にあたっては、設立地方公共団体に当該貸付額に係る債務について保証契約を行わせるものとしています。

補償金制度による繰上償還

平成 13 年度から、地方公共団体が補償金(繰上償還に伴い公庫が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については公庫の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては公庫の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

公庫による一時借入金の資金の貸付(同一年度内に償還が行われる貸付をいいます。)は、前記(c)に記載する貸付に支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

貸付の相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

貸付金の使途

設備資金及び運転資金。なお、設備資金の貸付は、原則として重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

貸付金の限度額

設備資金については当該年度において地方債の許可を受けることが確実と認められる額に相当する額とされ、運転資金については歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額です。

償還期限

3 か月以内において歳計現金の一時的不足の調整のために必要な期間。但し、やむを得ない場合には原則として 3 か月以内の期間に限り借換を認めます。

償還の方法

一括弁済

その他

前記 ないし に記載するもののほかは、前記(c) 、 及び の記載と同様です。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(ロ)(a)の通り、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付を行います。

(f) ALM 管理体制

ALM への取り組み

公庫におきましては平成 10 年度より ALM 管理体制を導入し、平成 13 年度からは、総務部企画課内に経営管理係を新設し、同係がその任にあっております。

ALM ソフト及び ALM ソフトによる分析資料

公庫で使用している分析ソフトは、現在マチュリティーラダーとギャップ分析、デュレーション(センシティブティイー)分析、シナリオ分析、EaR 分析が可能です。さらに、貸付条件の変更等に伴い、平成 13 年度に、従来のモデルに加え、分析の月次化、新基準金利への対応、変動金利貸付への対応、利差補てん引当金への対応、短期調達・短期運用への対応を考慮に入れることができるようソフトの改良を行っております。

ALM 管理体制

前記分析資料等に基づき、毎月各部部长、課長で構成されるリスクマネジメント会議を開き、諸リスクについての認識を共有しております。さらに重要な案件については幹部会議において審議するものとしております。

(g) 金融機関に対する業務の委託

公営公庫法第 21 条第 2 項により、公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができます(但し、資金の貸付の決定についてはこの限りではありません。)

同項に基づき、公庫は、主務大臣の認可を受けた上で、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務その他の業務を委託しております。かかる業務委託においては、公庫は貸付にかかる返済元利金を収納するにあたり、受託者である金融機関に当該元利金を返済する地方公共団体等の名称、返済元利金の払込期日及び返済元利金額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金の受領、領収書の交付、返済元利金の公庫指定の銀行の預金口座への振込、公庫に対する収納済通知書の送付等を委託しております。

公庫の指定する金融機関一覧表

(平成 13 年 10 月 1 日現在)

都市銀行	第一勧業銀行、富士銀行、東京三菱銀行、あさひ銀行、三和銀行、三井住友銀行、大和銀行、東海銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、札幌銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、南日本銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、広島総合銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島銀行、福岡シティ銀行、九州銀行、沖縄海邦銀行

(八) 当公庫の財務

(a) 経理の特徴

会計処理基準

公庫の会計処理は公営企業金融公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。公庫は後述の行政コスト計算書作成にあたり、民間の金融機関の会計処理基準に準拠した平成12年度の財政諸表を作成しましたが、現行の会計処理基準との相違は次頁のとおりです。

財務諸表の作成

公庫は、公営公庫法28条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。更に、財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、決算報告書及び財務諸表については官報に公告し、かつ事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。

(参考)

() 民間(行政コスト計算書)の会計処理との主な比較

区 分	現 行 ベ ー ス	民 間 (行 政 コ ス ト 計 算 書) ベ ー ス
退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。但し、12年度に限り、以下の経過措置を採用。 ・退職手当分は役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額全額を計上。厚生年金基金分は積立不足額を標準報酬総額の比率で按分した額を計上。
貸倒引当金	未計上(貸付相手方が地方公共団体等により、貸倒れの危険性がないため。)	金融庁の検査マニュアルに定める基準に従い計上。(マニュアルでは、国及び地方公共団体に対する債権は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとされており、その結果、期末における残高はない。)
賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
債券借換損失引当金 (その他の引当金)	「公営企業金融公庫法施行令」の規定に基づき、当該年度末貸付金残高の80 / 1000の範囲内で計上。	その他の引当金は、将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に限定。
ソフトウェア (無形固定資産)	未計上	将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用相当額を無形固定資産として計上。
有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的をその他有価証券に分類の上、時価にて計上(評価差額は洗い替え方式に基づき、資本の部に計上)。
債券発行差金 (繰延資産)	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	債券の償還期限までの期間内で償却。

(b) 資金調達の概要

公営企業債券の発行

公営企業債券の発行

公営公庫法第 23 条に基づき、公庫は主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行することができます。公庫による貸付の原資は、主としてかかる公営企業債券の発行により調達しています。

直近2事業年度に公庫が発行した公営企業債券の明細

(単位：百万円)

	平成11年度			平成12年度			平成13年度
	当期発行高	当期償還高	当期末残高	当期発行高	当期償還高	当期末残高	発行予定額
政府保証債	1,782,750	1,217,240	15,831,210	1,666,200	1,156,010	16,341,400	1,537,000
政府保証外債	110,120	59,456	771,767	119,500	66,807	821,739	140,000
縁故債	581,280	359,950	5,070,126	500,000	370,464	5,199,663	430,000
財投機関債	-	-	-	-	-	-	100,000
合計	2,474,150	1,636,646	21,673,103	2,285,700	1,593,281	22,362,802	2,207,000

公庫では「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める。」という財政投融資制度改革の趣旨(注)を踏まえ、公庫自身の信用力に依拠した資金調達を行うべく、平成13年度には国内資本市場において公庫として初めて政府保証の付かない財投機関債1,000億円の発行を計画しています。

(注) 財政投融資制度改革については平成13年4月1日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融資制度改革の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする旨の制度改革が実施されました。

金融機関からの短期借入れ

公営公庫法第30条により、公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額(当該金額が公営公庫法第22条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額とします。)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができるものとされており、かかる短期借入れは、当該短期借入れをした事業年度内に償還しなければなりません。なお、公庫は、かかる短期借入れのほか、資金の借入れを行ってはならないものとされており、平成12年度については短期借入れの実績はございません。

公営企業健全化基金の受け入れ

公庫は、地方財政法第32条の2の定めるところにより、昭和45年度以降、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは公営公庫法第28条の2第1項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としております。

なお、公営企業健全化基金の直近5年度の残高は以下の通りです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
8	678,588	41,978	-	720,565
9	720,565	39,770	-	760,335
10	760,335	34,030	-	794,366
11	794,366	26,379	-	820,745
12	820,745	22,407	-	843,152

国庫補給金の受け入れ

前記(1)(d) をご参照下さい。

(二) 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(a) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資機関については、平成14年度以降新規融資を行わない、また、事業実施機関については、現在、実施・継続中の事業及び平成14年度以降の新規着手が既に予定されている事業を対象とする等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとの観点から、平成11年度より取り組まれており、平成13年度は財政融資対象の全特殊法人等33機関が行い財政制度等審議会財政投融資分科会の審議を経て平成13年6月27日に公表されました。

(b) 公庫の平成13年度政策コスト分析結果(平成13年6月27日公表)

1.国からの補給金等	-
2.国からの出資金等の機会費用分	93億円
1~2 小計	93億円
3.国への資金移転	-
1~3 合計 = 政策コスト	93億円

(試算の概要)

公庫が行う事業のうち、受託貸付を除く全事業を試算の対象としています。

既往の貸付残高24兆275億円(平成12年度末予定額)に加え、平成13年度地方債計画等に基づく貸付計画に従い、平成13年度1兆9,777億円、平成14年度7,197億円の貸付を実行した場合について試算しています。

分析期間は、既往の貸付金に加え、平成 13 年度地方債計画等に基づく貸付金が全て回収されるまでの 30 年間となっています。

資金収支の不足額について、公営企業債券を発行することにより資金調達しています。

国からの補給金については平成 13 年度以降見込んでおらず、また国の出資金については新たな出資を見込んでいません(平成 12 年度末現在 166 億円)。

以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な政策コストを算出しました。

(ホ) 特殊法人等に係る行政コスト計算書の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫およびその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算書を作成・公表することとなりました。

公庫は、平成 12 年度の行政コスト計算書を平成 13 年 9 月 28 日に公表いたしました。公庫の行政コスト計算書の概要等は、公庫ホームページに掲載するとともに、公庫の事務所に備え置き公表しています。行政コスト計算書およびその添付書類については本発行概要書 71 ページ以下に記載しています。

(a) 行政コスト計算書の体系は以下の通りです。

行政コスト計算書

添付書類

民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)

附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 公庫の行政コスト計算書の特徴

公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、貸倒引当金残高がないこと、金利変動積立金を計上していること、債券借換損失引当金に相当する額等が利益として計上される結果となっていることです。

債券借換損失引当金への繰入を損失として計上しなかった結果、業務費用と機会費用を合計した公庫の行政コストは、192,225百万円とマイナスとなっています。

(ハ) 特殊法人改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行い、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされております。また、平成13年6月22日には特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するための「特殊法人等改革基本法」が施行されました。

具体的な取組みといたしましては、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、特殊法人等の組織形態について、廃止、民営化、あるいは独立行政法人などの組織形態への見直しを行う、との方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月6日発足)より、18の事業類型ごとの論点整理として平成13年4月3日に「特殊法人等の事業見直しの論点整理」が公表され、さらに、行政改革推進事務局は、この事業類型別論点を踏まえて各法人を所管する省庁からヒアリングを行い、平成13年6月22日に事業見直しの方向性と、検討の対象となり得る特殊法人等の事業を掲載した「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」を公表しました。

公庫につきましては、この中間とりまとめにおいては、個別の事業を特定しての指摘はなく、融資を行う全法人等として以下の指摘がなされたところであります。

- ・貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、先般策定された「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って適切に対応する。
- ・金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にすることを検討する。
- ・政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示することを検討する。

その後、行政改革推進事務局では、行政改革大綱の事業見直し基準及び「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」の類型別事業見直しの方向性を、全ての特殊法人等の個別の事業に当てはめる作業を行い、その結果が平成13年8月10日に「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」として公表されました。その際、各省庁の各特殊法人等に係る政策推進及び監督官庁の立場からの意見も併せて公表されたところであります。

この中で公庫については以下のとおりとされております。

事務局案	所管省庁(総務省)の意見
<p>【地方債資金の融通業務】</p> <p>政府保証など国の関与を外し、関連する地方公共団体が共同で行う業務とする。</p> <p>普通会計分や、財政規模が大きな団体を貸付対象から除外し、貸付規模を縮減するとともに、分野を限定すべく、交通事業等を特利対象から除外する。</p> <p>また、資産担保債券による財投機関債の発行の拡充など貸付債権の証券化を促進するとともに、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>【公営企業健全化基金】</p> <p>基金の有効活用を図り、地方財政を支援するため、運用益のみでなく、元本分も金利低減の財源として活用することを検討する。</p>	<p>上下水道等公営企業が、公共料金の抑制に努めつつ計画的に経営を継続していくためには長期低利の資金が必要である。国の財政支出を伴うことなく低利の資金を供給するとともに、市場から10年で調達した資金を長期(平均25年)の資金に切替えて貸付を行うためには、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能が必要である。</p> <p>交通事業を含め公営企業は料金収入を基本とした独立採算原則により経営されており、公共料金の抑制という観点から団体の財政規模や事業分野に関わらず長期低利の資金が必要である。なお、普通会計分については、必要な長期低利の公的資金を確保する観点から事業を限って貸付対象としている。財投機関債は、今後市場の状況を踏まえつつ一層の活用を図っていきたい。政策評価は適正な実施に向けて検討を進めていきたい。</p> <p>基金は公営競技施行団体が収益均てん化のため拠出したものであるが、貸付原資に活用され、さらにその償還利子を利率引下げの財源としている。長期的な観点から、低利の資金を供給していくため、基金の元本は確保しつつ、その有効な活用に努めたい。</p>

また、行政改革推進事務局では、特殊法人等の廃止・民営化についての所管府省の見解に関する調査を行い、その結果を平成13年9月4日に「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」として公表しました。

公庫に関する総務省の見解は以下のとおりであります。

廃止の可否	<p style="text-align: center;"><u>ポイント</u></p> <p>公営企業金融公庫は、国の財政支出なしに、長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与</p> <p>廃止すれば、国の財政支出が減少しないにもかかわらず、公共料金の上昇や地方財政が悪化</p> <p>(事業を純粹に廃止できない理由)</p> <p>上下水道等の公営企業が、公共料金の抑制を図りつつ、計画的に経営していくためには、長期低利の資金が不可欠である。公営企業金融公庫は、地方公共団体のニーズに応じて、政府保証及び国の信用を背景とした信用創造機能により、市場から10年で調達した低利な資金をより長期の資金に切り替えて、公営企業等に供給しているところである。また、地方公共団体の必要な資金をまとめて調達することにより、債券の発行額の大型化が可能となり、調達コストの低減に寄与している。</p> <p>公庫は、スリムな組織により効率的な運営を行っており、国庫補給金についても平成13年度に廃止したほか、財政融資資金の借入れもなく、国の財政支出がゼロとなっており、将来とも国の財政支出を受ける予定はない。政府保証については、貸付対象が地方公共団体であることから貸し倒れがなく、貸付債権が不良債権化することがないので、将来においても国の財政負担が生じるおそれもないところである。</p> <p>一方、公庫の業務を廃止するとすれば、地方公共団体の資金調達コストは相当増加せざるを得ないと見込まれ、公共料金の上昇による住民負担の増加、地方財政の悪化をもたらす要因となる。こうした公共料金の上昇等に対しては別途、財政措置を講ずる必要が生ずるが、低利資金を調達すれば済むことに対し余計な手間や財政負担をもたらすものであり、行政簡素化・効率化の観点からも合理的とはいえない。</p> <p>公庫は地方公共団体に対し資金供給のみを行う機関であり、事業の実施に係る判断を行う機関ではないため、公庫の存在が地方公共団体のモラルハザードを招来するといった関係にはなく、特殊法人の見直しの目的に照らしてみても、事業の廃止や運営主体の移管等を行う必要はないものと考えられる。</p> <p>(事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)</p> <p>地方公共団体が個々に直接市場から長期低利の資金を調達するには限界があること、地方債資金は大量の資金を必要とすることから、地方債の資金量を調</p>
-------	---

	<p>整するとともに相応の公的資金を確保することは、国の役割として位置付けられるべきものであり、現に財政投融资計画や地方債計画を通じて、国として公的資金を確保する仕組みがとられている。公庫資金は、このような公的資金を構成するものとして位置付けられ、財政融資資金とともに重要な役割を果たしているところである。</p> <p>このように、公庫の業務は、国として果たすべき役割の一翼を担っているものであり、地方公共団体への貸付を取扱っていることをもって単純に地方の業務と考えるべきものではない。</p> <p>また、仮に個々の地方公共団体が調達するとすれば、地方の資金調達コストが著しく増高するほか、長期の資金が調達できない地方公共団体が生ずることとなる。また、地方公共団体共同の業務として仕組むこととすれば、低利の資金の円滑な調達のため政府保証に代わる仕組みが必要となるが、例えば3,200余の団体が連帯して22兆円に上る債務保証のためそれぞれの地方公共団体が議会の議決を行うというようなことにすれば、そのための事務が極めて増大するなど現実的でなく、国、地方を通じた行政改革の理念・特殊法人見直しの趣旨にそぐわないものである。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>公庫は、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能により、公営企業が公共料金の抑制に努めつつ、経営を継続していく上で必要な長期低利の資金を供給しているところであり、こうしたスキームは今後とも必要であるが、業務の運営については、市場の動向等を踏まえ、財投機関債の拡大を図るなど、より一層効率化に努めていく必要がある。</p>

その後、行政改革推進事務局においては、この報告の内容について各府省からヒアリング等を行い、未だ検討中であるが、組織見直しについて現時点における一定の方向性を示すこととし、平成13年10月5日に「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を公表しました。

公庫については、以下のとおりであります。

法人名	廃止・民営化の可否(その他)とその条件等	事務局の意見
公営企業金融公庫	<p>不可</p> <p>(国の財政支出が減少しない一方で、公共料金の上昇や地方財政が悪化するため。)</p>	<p>地方公共団体の事業とすること(地方公共団体が運営に責任を負う法人(地方共同法人(仮称)とすること)を含め、引き続き検討する。</p>

今後は、同「意見」によると、「この「意見」を踏まえ、引き続き各府省と議論を深めつつ、特に政策金融分野などの組織のあり方について、更に積極的に検討を進めるとともに、その他の法人の組織についても徹底した見直しを行う。その過程においては、各法人の事業について引き続き見直し作業を進め、平成14年度予算の概算要求についても大胆な削減を目指すとともに、できる限り早期に、具体的な組織改革の手法について、必要に応じその類型、運営等の在り方を含め提示する方針である。このような個別事業の見直しや組織改革の検討等を踏まえて、年内に「特殊法人等整理合理化計画」を策定することとするが、その過程において

は、特殊法人等改革推進本部を中心として、各方面から寄せられるご意見を踏まえつつ、また関係者等による様々な調整を経ながら、より抜本的かつ的確な改革を目指し計画策定を進めて参りたい。」とされております。

4. 関連会社の状況

公庫が出資を行っている法人等はありません。

5. 従業員の状況

平成 12 年度末における役職員の定数は、役員 5 人(1 人)、職員 83 人、計 88 人(1 人)です。

なお、平成 13 年 10 月 1 日現在における役職員の実員数は、役員 5 人(1 人)、職員 79 人、計 84 人(1 人)で、職員 79 名のうち、67 名が総務省から、3 名が財務省から、1 名が国土交通省からの出向者です。

	平成 11 年度末定数	平成 12 年度末定数	平成 13 年 10 月 1 日現在の 実員数
役員	5 人(1 人)	5 人(1 人)	5 人(1 人)
職員	83 人	83 人	79 人
計	88 人(1 人)	88 人(1 人)	84 人(1 人)

(注)(1 人)は、非常勤理事で定数外。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成 12 年度の地方債計画は、年度途中で公共事業の追加等に関連して改定が行われ、総額 17 兆 3,197 億円で、前年度に比べ 1 兆 4,733 億円の減となり、このうち公庫資金は、全体の 11.9%、2 兆 650 億円で、前年度に比べて 184 億円の増となりました。

地方債計画の推移

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対 前 年 度 比 (%)				構 成 比 (%)		
		政府資金	公庫資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫	民 間	政 府	公 庫	民 間
7	210,650	98,300	22,200	90,150	28.0	37.5	30.9	18.5	46.7	10.5	42.8
8	190,790	91,800	22,700	76,290	9.4	6.6	2.3	15.4	48.1	11.9	40.0
9	185,575	86,000	22,200	77,375	2.7	6.3	2.2	1.4	46.3	12.0	41.7
10	220,113	102,500	22,860	94,753	18.6	19.2	3.0	22.5	46.6	10.4	43.0
11	187,930	87,400	20,466	80,064	14.6	14.7	10.5	15.5	46.5	10.9	42.6
12	173,197	81,800	20,650	70,747	7.8	6.4	0.9	11.6	47.2	11.9	40.9

(注) 地方債計画総額は、最終計画分です。

(ロ) 貸付の状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成 12 年度は改定後の貸付計画額 2 兆 1,051 億円に対し、貸付実績額は 1 兆 9,706 億円となり、計画額と比べて 1,345 億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成 12 年度貸付実績額のうち 98.0% (1 兆 9,321 億円) が特別利率 (臨時特別利率を含む) による貸付です。

貸付総額 1 兆 9,705 億 98 百万円を貸付団体別にみますと、市 (市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。) が 1 兆 2,393 億 43 百万円 (7,824 件) で最も多く、全体の約 6 割を占めています。次いで、町村が約 2 割の 3,546 億 67 百万円 (13,116 件)、残り 3,765 億 88 百万円 (1,034 件) が都道府県及び企業団・組合等となっています。

平成 12 年度事業別貸付状況

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数	
			百万円	百万円	%	%	件	
公	水道	上水道	(384,200) 381,800	299,632	14.7	15.2	2,771	
		簡易水道	-	3,009	576.2	0.2	51	
	工業用水道	工業用水道	(26,200) 25,900	21,070	19.6	1.1	117	
営	交通	交通	(136,100) 132,300	154,570	33.6	7.7	92	
	電気	電気	}	21,800	7,716	17.8	0.4	35
				ガス	ガス	7,970	19.3	0.4
企	港湾整備	港湾整備	12,300	15,180	30.8	0.8	70	
	病院	病院	-	4,575	53.0	0.2	17	
	市場	市場	(11,100) 9,800	9,570	45.6	0.5	31	
業	と畜場	と畜場	-	732	皆増	0.0	3	
	観光施設	観光施設	5,000	4,706	129.1	0.2	14	
	有料道路	有料道路	}	-	-	-	-	-
				16,100	13,404	25.2	0.7	20
	地域開発(注1.)	地域開発	11,300	13,306	7.3	0.7	18	
債	公共下水道 及び流域下水道	下水道	(752,100) 717,800	689,540	15.1	35.0	8,029	
			(小計)	(1,376,200) 1,334,100	1,244,797	11.0	63.1	11,307
一 般 会 計 債	公営住宅	公営住宅	(66,200) 63,300	64,875	13.2	3.3	305	
	臨時地方道整備	臨時地方道整備	455,900	460,159	15.8	23.4	2,354	
	臨時河川等整備	臨時河川等整備	27,100	20,535	27.9	1.0	218	
	臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	9,700	9,805	6.3	0.5	26	
	(小計)	(小計)	(558,900) 556,000	555,374	15.7	28.2	2,903	
		借換債(注2.)	150,000	147,511	145.9	7.5	7,723	

- (注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
2. 借換債については、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。
3. 印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。
4. ()書は、地方債計画最終改定後の額です。
5. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

団体別貸付実績

区 分	平成 12 年 度			平成 11 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	711	327,237	16.6	799	413,209	19.3
市	7,824	1,239,343	62.9	5,567	1,262,048	59.0
町 村	13,116	354,667	18.0	9,102	399,003	18.7
企業団・組合等	323	49,351	2.5	311	63,475	3.0
計	21,974	1,970,598	100.0	15,779	2,137,735	100.0

(注) 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上してあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫から委託を受けて行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で 175 億 65 百万円で前年度に比べて 58.4%の増となっています。

この内訳は、公有林整備事業が 157 億 59 百万円(対前年度比 65.5%増)、草地開発事業が 18 億 6 百万円(対前年度比 15.2%増)となっています。

平成 12 年度公有林整備事業等団体別貸付状況

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	93	12,494	3	550	96	13,044	74.3
市	155	1,422	12	463	167	1,885	10.7
町 村	293	1,842	34	685	327	2,527	14.4
組 合 等	-	-	2	109	2	109	0.6
計	541	15,759	51	1,806	592	17,565	100.0

(注) 1. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、原則として半年賦元利均等償還(ただし、交通事業のうち地下鉄特例債は半年賦元金均等償還、地域開発事業及び土地開発公社のうち臨海土地・内陸工業用地等造成事業は満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日です。

一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金は、定期分として元金 9,702 億 55 百万円、利息 9,675 億 36 百万円を、起債前貸分として利息 1 百万円を回収しました。また、これらのほかに元金 1,574 億 91 百万円及び利息 42 億 81 百万円の繰上償還がありました。

平成 12 年度貸付金回収状況

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
長 期 貸 付 定 期 償 還	226,992	970,255	365,170	967,536
長 期 貸 付 繰 上 償 還	7,943	157,491	7,877	4,281
起 債 前 貸 償 還	-	-	2	1

受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金 174 億 21 百万円、利息 145 億 96 百万円(うち繰上償還分元金 59 億 63 百万円、利息 2 億円)を、草地開発事業で元金 19 億 53 百万円、利息 16 億 12 百万円(うち繰上償還分元金 20 百万円、利息 0 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 12 年度末の貸付金残高は 185,139 件、23 兆 3,770 億 79 百万円(うち公社貸付は 785 件、2,282 億 98 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 8 兆 7,458 億 60 百万円、上水道事業が 5 兆 1,247 億 67 百万円、臨時地方道整備事業が 5 兆 1,137 億 99 百万円、交通事業が 1 兆 4,161 億 82 百万円、公営住宅事業が 9,382 億 64 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 91.3%を占めています。

平成 12 年度 事業別長期貸付残高

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比
		件	百万円	%
水道	上水道	45,838	5,124,767	21.9
	簡易水道	57	3,453	0.0
工業用水道	工業用水道	2,851	433,692	1.9
交通	交通	840	1,416,182	6.0
電気	電気	1,022	134,900	0.6
ガス	ガス	536	96,163	0.4
港湾整備	港湾整備	1,105	105,393	0.4
病院	病院	40	14,285	0.1
市場	市場	494	132,749	0.6
と畜場	と畜場	3	732	0.0
観光施設	観光	147	34,406	0.1
有料道路	有料道路	11	2,852	0.0
駐車場	駐車道	583	170,807	0.7
地域開発(注1)	臨海	143	105,995	0.5
	内陸	82	37,355	0.2
	流通	4	534	0.0
	土地区画	12	5,981	0.0
	住宅用地	2	210	0.0
	公共下水道及び流域下水道	下水道	85,860	8,745,860
市街地再開発	市街地	9	3,874	0.0
公営住宅	公営住宅	5,783	938,264	4.0
産業廃棄物処理	産業廃棄物	3	165	0.0
臨時地方道整備	臨時地方道整備	32,544	5,113,799	21.9
臨時河川等整備	臨時河川等整備	5,598	394,977	1.7
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	787	131,384	0.6
	(公社)道路	780	227,759	1.0
	(公社)土地	5	539	0.0
計		185,139	23,377,079	100.0

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 33,844 件、4,008 億 10 百万円、草地開発事業が 2,732 件、366 億 21 百万円の合わせて 36,576 件、4,374 億 31 百万円となっています。

平成 12 年度末の都道府県別貸付残高については以下の通りです。

(単位：件、円)

都道府県	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		土地開発公社		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
北海道	254	188,575,680,269	4,320	995,613,689,381	6,786	247,291,256,661	250	28,972,731,155					11,610	1,460,453,357,466
青森	217	75,320,202,200	1,037	184,293,335,355	1,598	46,318,913,528	154	20,915,140,439	11	1,426,277,827			3,017	328,273,869,349
岩手	210	85,846,465,288	1,743	179,243,003,660	1,262	51,309,252,195	70	15,292,666,740					3,285	331,682,387,883
宮城	391	219,331,870,148	1,691	405,775,010,257	3,241	104,245,702,825	167	10,746,243,287	21	6,167,357,979			5,511	746,266,184,496
秋田	269	68,900,640,548	1,218	122,852,968,827	3,043	61,747,146,409	21	1,765,009,919					4,551	255,266,035,703
山形	307	113,639,373,112	1,632	191,320,634,716	1,737	47,490,410,069	83	2,611,103,334	11	327,068,461			3,770	355,388,589,692
福島	289	69,880,737,433	1,307	232,981,379,131	2,876	90,265,483,550	155	25,474,887,443	3	553,000,000			4,630	419,155,487,557
茨城	504	218,928,340,401	2,123	223,161,770,945	3,152	112,385,135,515	232	28,918,674,447	28	4,018,677,827			6,039	587,412,599,135
栃木	235	87,447,822,171	1,628	207,031,774,721	1,873	57,941,061,762	49	1,975,065,970	20	2,828,640,335			3,805	357,224,364,959
群馬	266	91,522,735,328	1,400	154,136,048,943	2,526	65,504,026,478	53	4,223,607,621					4,245	315,386,418,370
埼玉	290	296,440,372,764	3,823	442,389,856,900	2,015	64,292,841,153	233	60,137,980,511	20	5,385,514,959			6,381	868,646,566,287
千葉	492	231,481,108,925	2,962	408,074,961,637	1,485	43,166,118,863	491	106,370,191,752	22	4,604,278,475			5,452	793,696,659,652
東京	130	235,576,778,880	2,059	277,574,352,684	154	5,263,870,853	2	268,994,895	18	4,939,906,528			2,363	523,623,903,840
神奈川	232	196,784,244,565	2,288	1,225,272,226,768	732	30,761,101,375	103	240,289,265,016	15	4,826,204,067			3,370	1,697,933,041,791
新潟	259	80,885,774,726	2,561	304,709,267,482	4,195	125,841,012,016	273	34,187,398,355					7,288	545,623,452,579
富山	315	76,974,984,815	1,332	155,979,140,037	1,489	46,236,668,244	80	8,261,956,461	23	2,859,887,081			3,239	290,312,636,638
石川	189	83,633,271,426	1,026	186,399,265,290	1,849	71,456,438,838	32	2,775,382,269	10	3,346,083,527			3,106	347,610,441,350
福井	251	47,397,828,054	927	88,165,941,151	1,367	42,110,741,782	35	1,063,986,786	4	202,764,419			2,584	178,941,262,192
山梨	131	56,722,207,762	746	75,533,070,890	2,519	63,613,414,900	91	4,383,359,239	13	2,918,450,241			3,500	203,170,503,032
長野	290	120,843,113,678	2,260	285,628,024,890	3,905	139,930,123,953	213	21,486,891,033	38	8,714,660,895			6,706	576,602,814,449
岐阜	164	65,843,242,854	1,489	171,912,799,877	2,268	69,969,394,549	3	1,608,502,153	14	1,436,979,113			3,938	310,770,918,546
静岡	329	120,745,119,061	2,091	374,124,406,831	1,805	56,146,763,139	51	29,490,557,874	24	3,726,321,177			4,300	584,233,168,082
愛知	471	246,419,549,673	3,015	761,987,983,001	1,269	33,310,454,345	164	17,034,482,140	46	22,789,350,874			4,965	1,081,541,820,033
三重	432	117,874,181,061	1,461	169,243,318,141	1,917	44,255,379,513	21	1,599,939,472	8	602,158,815			3,839	333,574,977,002
滋賀	243	88,098,432,636	1,208	159,021,601,705	2,579	62,574,608,050	62	4,580,133,338	25	4,441,060,745			4,117	318,715,836,474
京都	187	79,875,761,796	1,674	520,284,451,989	1,222	29,659,528,926	26	944,600,000	13	2,998,779,098			3,122	633,763,121,809
大阪	413	235,626,402,741	4,289	1,275,286,796,214	560	19,825,994,541	80	5,289,426,054	94	49,239,364,359			5,436	1,585,267,983,909
兵庫	344	236,009,586,136	3,655	795,978,986,038	3,861	142,908,262,779	242	84,614,850,565	129	34,689,094,826			8,231	1,294,200,780,344
奈良	256	136,320,950,963	1,347	117,672,374,944	1,610	37,381,534,363	13	14,145,141,550	13	14,145,141,550			3,226	305,520,001,820
和歌山	189	42,256,042,782	747	87,626,894,166	1,008	35,079,417,720	2	116,100,000	11	138,751,469			1,957	165,217,206,137
鳥取	183	38,769,923,843	561	78,452,099,756	1,683	44,900,120,536	18	318,651,463					2,445	162,440,795,598
島根	240	56,260,055,022	908	116,472,082,497	1,040	46,108,146,996	107	3,139,538,715					2,295	221,979,823,230
岡山	283	116,695,112,817	1,328	336,896,898,554	2,335	76,938,001,384	133	34,216,501,176	8	1,337,319,278	2	39,000,000	4,089	566,122,833,209
広島	423	137,000,505,260	1,871	559,311,032,594	2,301	77,740,971,357	32	806,980,315	10	3,502,614,567	3	500,000,000	4,640	778,862,104,093
山口	499	123,322,212,631	2,159	196,895,696,118	1,455	38,181,895,136	175	23,118,449,184	5	1,108,236,485			4,293	382,626,489,554
徳島	166	39,363,061,200	358	49,680,673,917	1,037	32,647,859,620							1,561	121,691,594,737
香川	203	56,857,504,077	649	73,399,291,411	1,829	46,424,876,054	7	91,286,905					2,688	176,772,958,447
愛媛	162	53,922,056,389	1,160	172,732,979,228	980	24,971,881,024	193	22,826,586,655					2,495	274,453,503,296
高知	159	46,770,517,685	667	91,123,619,082	671	25,370,195,739			7	961,430,176			1,504	164,225,762,682
福岡	157	83,573,527,792	2,722	898,897,997,034	1,666	57,756,579,301	240	42,386,391,835	33	17,277,906,381			4,818	1,099,892,402,343
佐賀	43	20,789,408,530	752	81,410,602,044	851	33,680,577,835	132	26,868,363,921	17	2,329,714,032			1,795	165,078,666,362
長崎	164	33,881,310,401	990	169,795,675,429	1,261	36,767,295,227	1	182,226,731	27	5,137,729,068			2,443	245,764,236,856
熊本	217	61,998,668,880	1,106	199,582,513,389	2,114	61,707,205,781	97	5,154,308,416	10	596,922,720			3,544	329,039,619,186
大分	150	60,735,504,782	1,079	128,317,474,511	736	17,871,721,316	1	32,200,000	19	4,915,622,288			1,985	211,872,522,897
宮崎	222	62,292,746,211	1,012	135,184,946,257	1,016	36,248,082,296	1	2,600,000					2,251	233,728,374,764
鹿児島	162	83,496,411,405	1,050	144,524,311,267	1,472	52,835,055,855	48	3,210,172,447	10	3,266,027,768			2,742	287,331,978,742
沖縄	203	91,233,760,714	778	47,518,107,526	929	17,400,909,209	58	3,565,830,487					1,968	159,718,607,936
合 計	12,185	5,182,165,109,835	78,209	14,259,462,337,185	89,279	2,775,833,703,560	4,681	931,319,216,518	780	227,759,297,410	5	539,000,000	185,139	23,377,078,864,508

(注)東京の「市」欄には特別区に対する貸付(226件 41,824,223,775円)を含む。

(受託貸付)

(単位：件、円)

都道府県	造 林						施業転換					
	都道府県分		市町村分		小 計		都道府県分		市町村分		小 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
北海道	99	59,529,633,488	4,225	22,362,955,107	4,324	81,892,588,595	12	5,758,000,000			12	5,758,000,000
青森	42	3,354,012,677	768	3,481,680,662	810	6,835,693,339						
岩手	82	50,248,853,927	1,736	8,809,977,541	1,818	59,058,831,468						
宮城	83	4,243,972,360	1,006	3,830,552,190	1,089	8,074,524,550						
秋田	31	1,040,761,442	1,923	12,515,593,736	1,954	13,556,355,178						
山形	17	1,093,000,000	477	2,302,497,606	494	3,395,497,606						
福島	28	7,124,638,622	576	2,202,429,797	604	9,327,068,419						
茨城			32	48,501,161	32	48,501,161						
栃木	30	3,544,996,369	35	54,488,679	65	3,599,485,048						
群馬	41	612,135,747	243	453,837,372	284	1,065,973,119						
埼玉	42	7,319,784,757	77	279,589,040	119	7,599,373,797						
千葉	24	2,615,546,939			24	2,615,546,939						
東京			22	52,713,832	22	52,713,832						
神奈川	38	4,173,650,246			38	4,173,650,246						
新潟	32	1,600,123,726	388	1,872,631,391	420	3,472,755,117						
富山	41	2,223,617,243	67	205,746,648	108	2,429,363,891						
石川	59	8,336,930,096	284	7,032,317,047	343	15,369,247,143						
福井	69	1,246,415,199	481	4,232,853,259	550	5,479,268,458						
山梨	25	6,327,684,919	118	502,907,829	143	6,830,592,748						
長野	82	3,114,243,059	1,656	8,815,293,163	1,738	11,929,536,222						
岐阜	66	1,320,048,976	1,036	3,860,673,241	1,102	5,180,722,217						
静岡	50	1,882,918,949	253	1,131,965,389	303	3,014,884,338						
愛知												
三重	42	1,135,811,797	386	1,409,025,291	428	2,544,837,088			23	89,900,000	23	89,900,000
滋賀	45	4,109,060,413	160	599,382,472	205	4,708,442,885						
京都	47	1,248,981,052	608	3,441,753,242	655	4,690,734,294						
大阪	61	2,032,562,175	3	613,318	64	2,033,175,493						
兵庫			924	5,149,303,713	924	5,149,303,713						
奈良	46	4,954,788,938	143	737,505,340	189	5,692,294,278						
和歌山	36	1,312,592,221	395	1,271,927,058	431	2,584,519,279						
鳥取	69	1,834,431,449	413	2,613,116,420	482	4,447,547,869						
島根			1,809	10,593,578,020	1,809	10,593,578,020						
岡山	61	2,307,083,365	765	3,994,939,979	826	6,302,023,344						
広島	43	2,405,951,290	1,109	5,710,476,277	1,152	8,116,427,567						
山口	8	62,570,632	1,395	7,452,147,422	1,403	7,514,718,054						
徳島	48	1,679,621,744	377	827,953,030	425	2,507,574,774						
香川	37	1,354,654,211	105	250,782,958	142	1,605,437,169						
愛媛	35	1,752,146,394	585	1,641,534,458	620	3,393,680,852						
高知	80	3,128,331,353	782	2,999,877,443	862	6,128,208,796						
福岡	43	3,384,256,863	225	4,318,847,290	268	7,703,104,153						
佐賀	33	759,778,734	206	615,869,090	239	1,375,647,824						
長崎	44	2,916,746,637	877	4,197,985,009	921	7,114,731,646						
熊本	44	5,876,620,966	1,288	7,183,299,441	1,332	13,059,920,407						
大分	42	3,343,254,803	548	2,139,834,967	590	5,483,089,770						
宮崎	60	3,538,829,256	1,151	10,051,224,541	1,211	13,590,053,797						
鹿児島	47	4,281,426,328	2,200	9,339,256,351	2,247	13,620,682,679						
沖縄												
合 計	1,952	224,372,469,362	31,857	170,589,437,820	33,809	394,961,907,182	12	5,758,000,000	23	89,900,000	35	5,847,900,000

(受託貸付)

(単位：件、円)

都道府県	牧 野						総 合 計	
	都道府県分		市町村分		小 計		件 数	金 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
北海道			1,421	18,133,280,859	1,421	18,133,280,859	5,757	105,783,869,454
青森			315	5,461,196,540	315	5,461,196,540	1,125	12,296,889,879
岩手			197	2,624,029,873	197	2,624,029,873	2,015	61,682,861,341
宮城			25	201,782,089	25	201,782,089	1,114	8,276,306,639
秋田			102	919,837,116	102	919,837,116	2,056	14,476,192,294
山形			93	826,980,940	93	826,980,940	587	4,222,478,546
福島			15	109,316,375	15	109,316,375	619	9,436,384,794
茨城			9	117,810,345	9	117,810,345	41	166,311,506
栃木			27	169,762,957	27	169,762,957	92	3,769,248,005
群馬			21	120,701,562	21	120,701,562	305	1,186,674,681
埼玉							119	7,599,373,797
千葉			3	5,647,581	3	5,647,581	27	2,621,194,520
東京都			2	4,031,591	2	4,031,591	24	56,745,423
神奈川県							38	4,173,650,246
新潟			23	200,889,312	23	200,889,312	443	3,673,644,429
富山			31	576,298,521	31	576,298,521	139	3,005,662,412
石川							343	15,369,247,143
福井							550	5,479,268,458
山梨			1	24,500,000	1	24,500,000	144	6,855,092,748
長野			80	251,847,610	80	251,847,610	1,818	12,181,383,832
岐阜			62	1,304,847,742	62	1,304,847,742	1,164	6,485,569,959
静岡県							303	3,014,884,338
愛知県							451	2,634,737,088
滋賀			1	29,000,000	1	29,000,000	205	4,708,442,885
京都							656	4,719,734,294
大阪							64	2,033,175,493
兵庫							924	5,149,303,713
奈良	4	1,094,000,000			4	1,094,000,000	193	6,786,294,278
和歌山							431	2,584,519,279
鳥取			17	224,731,603	17	224,731,603	499	4,672,279,472
島根			65	830,528,291	65	830,528,291	1,874	11,424,106,311
岡山			69	492,380,635	69	492,380,635	895	6,794,403,979
広島			1	50,100,000	1	50,100,000	1,153	8,166,527,567
山口			25	259,237,587	25	259,237,587	1,428	7,773,955,641
徳島			5	14,089,634	5	14,089,634	430	2,521,664,408
香川							142	1,605,437,169
愛媛							620	3,393,680,852
高知			8	188,314,288	8	188,314,288	870	6,316,523,084
福岡			15	997,690,674	15	997,690,674	283	8,700,794,827
佐賀			3	6,726,670	3	6,726,670	242	1,382,374,494
長崎			15	422,100,000	15	422,100,000	936	7,536,831,646
熊本	2	32,000,000	13	103,184,739	15	135,184,739	1,347	13,195,105,146
大分							590	5,483,089,770
宮崎			23	185,466,404	23	185,466,404	1,234	13,775,520,201
鹿児島			39	639,182,917	39	639,182,917	2,286	14,259,865,596
沖縄								
合 計	6	1,126,000,000	2,726	35,495,494,455	2,732	36,621,494,455	36,576	437,431,301,637

(ホ) 資金調達状況

平成 12 年度貸付額(起債前貸を含む)1 兆 9,705 億 98 百万円の原資は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賄いました。

平成 12 年度における公営企業債券の発行総額は、2 兆 2,857 億円(前年度 2 兆 4,741 億 50 百万円)であり、

その内訳は政府保証国内債 1 兆 6,662 億円、縁故債 5,000 億円及び政府保証外債 1,195 億円となっています。

ちなみに、平成 12 年度に公庫が発行した政府保証国内債 1 兆 6,662 億円は、平成 12 年度政府保証国内債(10 年債)発行総額 3 兆 2,409 億 70 百万円の 51.4%を占め、平成 12 年度も政府保証債(10 年債)の中で最も大きな割合を占めております。

縁故債は、平成 2 年度から地方公務員共済組合連合会に全額引受けられており、平成 12 年度の引受実績は、5,000 億円となっています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化の一環として、昭和 58 年度から発行しているもので、平成 12 年度はグローバル・ドル債を 10 億ドル(円換算額 1,195 億円)発行いたしました。

公営企業債の平成 12 年度末発行残高は、22 兆 3,628 億円(前年度末残高 21 兆 6,731 億円)となっております。

(八) 公営競技納付金の概況

平成 12 年度における納付団体数は 243 団体で、公営競技の開催権を有する団体(400 団体)の 61%であり、その納付金額は、224 億 675 万円と前年度の 263 億 7,927 万円に比べ 39 億 7,252 万円 の減少(15.1%減)となっています。

(参考) 公営企業金融公庫業績評価(平成12年度)

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成11年12月9日付 自治企 - 第98号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を平成11年度から行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しているところです。

区分	評価項目	評価事項	単位	評価		備	
1. 達成度	貸付の状況	長期貸付実績	百万円	1,970,598	93.6	<ul style="list-style-type: none"> 長期貸付計画と長期貸付実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を越えたことなどによって生じたものである。 年度内の借入申込に対してはすべて年度内に貸付を行った。 	
		長期貸付計画	百万円	2,105,100			
		長期貸付件数実績	件	21,974	100.0		
		長期借入申込件数実績	件	21,974			
		当該年度の地方公営企業に係る国の主要施策に対する公庫の実施状況				<ul style="list-style-type: none"> (1) 臨時特別利率制度の拡大... 都市高速鉄道事業に係るハリアプリー化促進対策分を新たに対象とし、4,289億円を貸付。 (2) 公営企業借換債の拡充... 地方公営企業の健全化を図るため、都市高速鉄道事業に係る昭和52年度から昭和57年度までの間に発行された地下鉄事業債を新たに対象とし、600億円の借換を実施。 (3) 臨時特別借換債の実施... 平成12年度限りの措置として、平成10年度の経常収支比率が全国平均以上、又は、平成10年度の財政力指数(3カ年平均)が全国平均以下の市町村(政令指定都市を除く。)の有する7%以上の普通会計に係るものについて、875億円の借換を実施。 	
	資金調達状況	債券発行状況	国内債券発行実績	億円	21,662		平成12年度国内公募債は、政府保証債(10年債)の51.4%を占め、市場での評価も良好で、引き続き円滑に消化された。また、縁故債については、全額地方公務員共済組合連合会引受により安定した資金調達を行った。
			外債発行実績	億円	1,195		グローバル・ドル債(13年3月)を発行し、順調に消化された。
		外債発行による調達コスト低減 ＜算出方法＞発行額(円貨額) × メリット(bp) × 償還年限	百万円	2,832		適切な市場での発行を行うことにより、政府保証国内債による資金調達に比べてより低廉なコストでの調達を実現した。	
	2. 効率性	業務遂行状況	長期貸付実績	百万円	1,970,598	23,742	最近20年間(昭和56年度～平成12年度)の数値を比較すると、貸付額は1.6倍の伸び、貸付残高は4.0倍の伸び、及び貸付件数は3.3倍の伸びであるにもかかわらず、職員定員は83名のまま据え置かれており、最小限の組織で効率的な運営を行っている。
			職員数(定員)	人	83		
長期貸付件数実績			件	21,974	265		
職員数(定員)			人	83			
長期貸付残高			百万円	23,377,078	281,652		
職員数(定員)			人	83			
長期貸付件数(残高)	件	185,139	2,231				
職員数(定員)	人	83					
3. 健全性	損益収支の状況	当該年度の損益収支の状況(当期利益金)	円	0		収益総額9,749億円に対して、引当金繰入及び繰延資産に係る償却前の費用総額は、7,593億円であり、財務大臣が別に定めるところにより債券発行差金等の償却と債券借換損失引当金の繰入に充てたため、損益収支差額は生じなかった。	
		繰延資産の償却状況	億円	198		公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券発行差金等を償却した。	
	事務経費率の状況	事務経費(業務委託費を含む)	百万円	1,709	0.00736		
		長期貸付平均残高	百万円	23,205,742			
	公営企業健全化基金の状況	年度末の基金残高	百万円	843,152		地方財政法第32条の2に基づく公営競技納付金が22,407百万円納付され、公営公庫法第28条の2の第2項に基づく基金に積み立てた。	
	債券借換損失引当金の状況	債券借換損失引当金期末残高	百万円	1,278,606	55	公営公庫法施行令第16条に基づき、当該年度分195,809百万円を引き当てた。	
		期末貸付残高	百万円	23,377,079	1,000		
		債券借換損失引当金期末残高	百万円	1,278,606	68.4		
		債券借換損失引当金累計限度額	百万円	1,870,166			
	元金の回収状況	当該年度の貸付金及び利息の回収状況		<ul style="list-style-type: none"> 元金1兆1,277億円 利息 9,718億円 			
延滞債権の発生状況及び残高					延滞債権は発生していない。		

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

公庫は、特別法である公営公庫法に基づく公法上の法人(政府関係機関)であり、財政投融资計画及び地方債計画等に基づき、市場から政府保証債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担の軽減を図るといふ国として果たすべき役割の一翼を担っております。今後ともこの役割を適切に果たすことができるよう、国と十分連携を図りつつ、貸付資金枠の確保、適正な特別利率の設定、必要な政府保証の確保等に積極的に取り組んでまいり所存であります。

(ロ) 経営基盤の安定強化

公庫は、以下の(a)および(b)に記載する金利変動リスクをはじめとする経営上の諸リスクに適切に対応するため、平成13年度より全部課長で構成するリスクマネジメント会議を設置し、各種リスクの適切な把握とコントロールに努めているところであります。またALMソフトについても更なる改良・充実を図ったところであります。公庫におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し以下のとおり対応しております。

(a) 信用リスク管理

公庫の貸付対象は、地方公共団体等であるため、公庫が有する貸付債権について、これまでに支払の遅滞、貸倒等の債務不履行は1件も発生していません。

地方債の償還については、

地方債の許可に当たっては、当該地方公共団体の元利償還能力の十分なチェックがなされていること、

普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること、

国が、公債費負担が一定限度を超えた地方公共団体に対する起債制限制度や、赤字が一定限度を超えた地方公共団体に対する財政再建制度を設けていること、

地方公共団体は課税権を有していること、

地方公共団体は合併等により他の地方公共団体に債権債務が承継される場合以外には、消滅又は解散することはないこと、

等から、公庫としては、地方債の債務不履行は生じないものと考えております。かかる結論については、平成18年度から許可制度が協議制度に移行した場合も、変更がないものと考えております。

(b) 市場リスク管理

金利変動リスク

公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付を行っております(平成13年度からは10年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っております。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクについて、公庫は、以下のように対応することとしております。

貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクに的確に備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金を創設いたしました。その残高は平成 12 年度末には 1 兆 2,786 億円に達しており、今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。

特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しております。

さらに平成 13 年度より、従来の固定金利方式に加え、10 年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」を設け選択制としました。

今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいり所存であります。

なお、公庫はトレーディング業務は行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

流動性リスク

公庫は、政府保証債、縁故債を中心とする安定した資金調達を行っている一方で、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね見られていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て主務大臣の認可を受けておりますので、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関と、1ヶ月分の債券償還額等を勘案して設定された当座貸越枠を有するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しております。

為替リスク

公庫は外貨建債券を発行しておりますが、これについては全額通貨スワップにより、為替リスクのヘッジを行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(八) 効率的な経営の徹底

公庫においては、貸付残高はこの 20 年間で 4 倍になったものの、職員定数は 83 名のまま据え置いております。今後とも事務事業の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいり所存であります。また、国における電子政府の取り組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との間の事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、資金滞留コストの削減にも努めてまいります。特に、公庫の貸付けは 3 月から 5 月に集中する一方で資金調達については債券発行の平準化が要求されるため、資金の滞留が発生するという問題につきましては、資金滞留コストをできるだけ小さくするため、平準化発行にも配慮しつつ、債券の発行時期の調整や短期借入の弾力的活用等に取り組んでまいり所存であります。

(二) 開かれた透明な経営の実施

公庫は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、業務報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、インターネット上のホームページの充実も行っているところであります。加えて、平成 13 年 9 月末には、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である行政コスト計算書を作成し、公表いたしました。

さらに、市場に一層視野を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、投資家向けパンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

なお、現在国会において継続審議となっている特殊法人の情報公開法案が成立した場合には、公庫の保有する文書は原則公開対象となり、経営の透明度が一層増すこととなります。

(ホ) 特殊法人等改革の動向を見据えた対処方針

行政改革推進事務局が平成 13 年 8 月 10 日に公表した「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」等を受けて、今後は組織改革の検討等が行われ、本年内に「特殊法人等整理合理化計画」が策定されることとなっております。

公庫は、民間金融機関では対応できない、長期かつ特に低利の資金を地方公共団体に供給することにより、上下水道等の重要かつ基礎的な社会資本の整備や公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減等を図るという国の政策を実現してまいりました。融資を受ける地方公共団体からも、現在の公庫による良質な資金の供給の仕組みの維持について強い要望がなされているところであります。今後政府部内で議論が深められていくこととなりますが、いずれにしても公共料金の抑制、地方財政の負担軽減のために、地方公共団体に長期かつ低利の資金を供給するという機能の重要性は今後も変わらないものと考えておりますので、公庫がその役割を十分に果たしていけるよう、適切に対応してまいります。

なお、行政改革推進事務局の意見にあります財投機関債の発行の拡充につきましては、市場の状況を踏まえつつ一層の活用を図ってまいりたいと考えております。また、政策評価につきましても、効率的、効果的な事務運営に資するよう適正な実施に努めてまいります。

なお、特殊法人改革に関する詳細に関しましては、前記第 1 発行者の概況 3(へ)の記載もあわせてご参照下さい。

3. 経営上の重要な契約等

公庫の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

4. 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

2. 主要な設備の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備の新設、除却等の計画

特記すべき事項はありません。

第 4 発行者の状況

1. 資本金の推移

公庫が設立された昭和 32 年以降の各年における政府の出資額の推移は次頁のとおりです。

(単位：百万円)

年 度	出 資 額	出 資 金 の 受 入 内 容
昭和32年	500	貸付金の原資
昭和33年	500	出資金の運用益による間接費の賄い
昭和34年	500	同上
昭和35年	300	貸付金の原資
昭和36年	300	同上
昭和37年	300	同上
昭和38年	-	
昭和39年	100	公庫の経営健全化
昭和40年	100	同上
昭和41年	200	貸付利率(特利)の引下げ
昭和42年	300	公庫の経営健全化
昭和43年	200	同上
昭和44年	200	同上
昭和45年	200	同上
昭和46年	200	同上
昭和47年	200	同上
昭和48年	200	公庫の業務運営の健全化
昭和49年	500	経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
昭和50年	300	同上
昭和51年	500	同上
昭和52年	1,000	出資金の運用益による間接費の賄い
昭和53年	1,000	同上
昭和54年	800	同上
昭和55年	700	同上
昭和56年	700	同上
昭和57年	700	経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
昭和58年	700	同上
昭和59年	700	同上
昭和60年	700	同上
昭和61年	2,000	同上
昭和62年	1,000	貸付金の原資 経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
昭和63年	1,000	同上
平成元年	-	
平成2年	-	
平成3年	-	
平成4年	-	
平成5年	-	
平成6年	-	
平成7年	-	
平成8年	-	
平成9年	-	
平成10年	-	
平成11年	-	
平成12年	-	
平成13年	-	
累計	16,600	

2. 役員の状況

平成12年度においては、役職員の定数に増減はなく前年度同様88名(うち役員数5名)で、組織にも変更はありません。なお、現在の役員の任期等の状況については、以下のとおりです。

〔定数〕 総裁1人、理事3人(非常勤理事1人)、監事1人

(平成13年10月1日現在)

役職名	氏名	任期	主要経歴
総裁	持永 堯民 (昭和10年1月9日生)	平成11年6月10日就任 平成13年6月1日再任 ～平成17年5月31日	昭和32年4月 自治庁入庁 平成元年6月 自治省財政局長 平成2年7月 自治事務次官 平成5年6月 財団法人地方自治情報センター理事長 平成11年6月 現職就任
理事	片木 淳 (昭和22年4月11日生)	平成13年7月19日就任 ～平成17年5月31日	昭和46年7月 自治省入省 平成10年7月 自治省大臣官房審議官 平成11年1月 自治省選挙部長 平成12年12月 消防庁次長 平成13年7月 現職就任
理事	西田 等 (昭和22年6月18日生)	平成12年8月1日就任 平成13年7月29日再任 ～平成17年7月28日	昭和45年4月 大蔵省入省 平成6年7月 証券取引等監視委員会事務局総務 検査課長 平成7年5月 東北財務局長 平成9年11月 アジア開発銀行研究所総務部長 平成12年8月 現職就任
理事	和田 敬司 (昭和21年10月3日生)	平成13年7月1日就任 平成13年10月1日再任 ～平成17年9月30日	昭和44年7月 運輸省入省 平成8年6月 運輸省運輸政策局観光部長 平成9年6月 運輸省大臣官房総務審議官 平成11年6月 社団法人日本船主協会理事長 平成13年7月 現職就任
理事 (非常勤)	深澤 信夫 (昭和10年1月30日生)	平成10年5月12日就任 ～平成14年5月11日	昭和32年4月 北海道庁入庁 昭和62年5月 北海道公営企業管理者 平成元年6月 北海道出納長 平成3年7月 財団法人道民活動振興センター理事長 平成10年5月 現職就任
監事	喜多澤 秀行 (昭和13年6月26日生)	平成13年6月1日就任 ～平成17年5月31日	昭和36年4月 東京都庁入庁 平成7年6月 東京都清掃局長 平成8年10月 帝都高速度交通営団理事 平成11年9月 財団法人東京都地域福祉財団副理 事長 平成13年6月 現職就任

第 5 経理の状況

1. 財務諸表の作成方法について

公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。更に、財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、決算報告書及び財務諸表については官報に公告し、かつ事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行概要書においては、平成 11 年度と平成 12 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

公庫の会計処理は公営企業金融公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 財務諸表等

次頁以降をご参照下さい。

(1) 平成 11 年度財務諸表

貸借対照表(平成12年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	22,534,227,637,952	債 券 発 行 高	21,673,102,655,107
受 託 貸 付 金	439,240,573,152	受 託 貸 付 資 金	439,240,573,152
現 金 預 け 金	1,054,574,511,525	未 払 費 用	
現 金	100,000	未 払 債 券 利 息	20,772,923,182
預 け 金	1,054,574,411,525	雑 勘 定	12,977,191,794
有 価 証 券	7,537,138,550	仮 受 金	142,660
国 債	5,884,446,400	前 受 収 益	12,974,004,334
地 方 債	1,652,692,150	未 払 金	3,044,800
未 収 収 益	29,040,153,626	基 金	
未 収 貸 付 金 利 息	29,038,050,388	基本公営企業健全化基金	820,744,912,720
未 収 受 託 手 数 料	2,103,238	特 別 法 上 の 引 当 金	
雑 勘 定		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,082,796,454,056
仮 払 金	4,126,046	(負 債 合 計)	24,049,634,710,011
固 定 資 産		資 本 金	
20 業 務 用 固 定 資 産	1,610,569,160	産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	24,066,234,710,011	負 債 ・ 資 本 合 計	24,066,234,710,011

損益計算書〔平成11年4月1日から
平成12年3月31日まで〕

損		失	利		益									
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)									
経	常	費用	842,884,792,789	経	常	収	益	1,001,429,228,204						
	債	券	利息	貸	付	金	利	息	996,519,747,557					
	事	務	費	1,695,484,995	起	債	前	貸	利	息	978,495			
	俸	給	及	諸	給	与	長	期	貸	付	利	息	996,518,769,062	
	諸	支	出	金	85,417,429	受	託	手	数	料	283,469,852			
	旅		費	42,886,053	一	般	会	計	よ	り	受	入	2,000,000,000	
	業	務	諸	費	701,165,090	預	け	金	利	息	1,202,990,067			
	交	際	費	1,073,000	有	価	証	券	益	405,219,106				
	税		金	24,561,806	有	価	証	券	利	息	405,180,106			
	債	券	発	行	諸	費	5,677,607,666	有	価	証	券	益	39,000	
	償		却	費	24,153,329,523	雑	収	入						
	20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	49,777,867	雑	益	1,017,801,622
		債	券	発	行	差	金	償	却	8,351,515,200				
		債	券	発	行	費	償	却	15,752,036,456					
	特	別	損	失										
	債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	158,544,435,415		
	当	期	利	益	金	0								
合	計	1,001,429,228,204	合	計	1,001,429,228,204									

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 383,281,153 円

3 引当金の計上基準

債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和 32 年政令第 79 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 80 / 1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、大蔵大臣が別に定めたところにより、償却している。

債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、大蔵大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成12年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	□ 172,650	22,534,227,637,952
受託貸付金	37,494	439,240,573,152
現金預け金		1,054,574,511,525
現金		100,000
預け金	さくら銀行外16行	1,054,574,411,525
有価証券		7,537,138,550
国債	{ 利付国庫債券(10年) □ 及ひ利付国庫債券(20年) 4	額面 5,890,000,000 円 5,884,446,400
地方債	東京都公債外5銘柄 6	額面 1,619,000,000 1,652,692,150
未収収益		29,040,153,626
未収貸付金利息		29,038,050,388
未収受託手数料		2,103,238
雑勘定		
仮払金		4,126,046
固定資産		
業務用固定資産		1,610,569,160
土地	7筆 m ² 9,112	549,904,873
建築物	13棟 延3,766	441,222,720
構築物		53,498,969
機械器具備品	自動車2両、その他 195点	65,001,882
造作		104,484,516
敷金	5□	396,456,200
資産合計		24,066,234,710,011
(負債の部)		
債券		
債券発行高		21,673,102,655,107
受託貸付資金		439,240,573,152
未払費用		
未払債券利息		20,772,923,182
雑勘定		12,977,191,794
仮受金		142,660
前受収益		12,974,004,334
未払金		3,044,800
基金		
基本公営企業健全化基金		820,744,912,720
特別法上の引当金		
債券借換損失引当金		1,082,796,454,056
負債合計		24,049,634,710,011
正味財産		16,600,000,000

(口) 平成12年度財務諸表

貸借対照表(平成13年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	23,377,078,664,508	債 券 発 行 高	22,362,802,003,680
受 託 貸 付 金	437,431,301,637	受 託 貸 付 資 金	437,431,301,637
現 金 預 け 金	1,119,730,526,996	未 払 費 用	
現 金	100,000	未 払 債 券 利 息	17,796,878,128
預 け 金	1,119,730,426,996	雑 勘 定	13,551,300,409
有 価 証 券	4,934,656,400	仮 受 金	138,331
国 債	3,890,056,400	前 受 収 益	13,486,343,673
地 方 債	1,044,600,000	未 払 金	64,818,405
未 収 収 益	28,228,089,330	基 金	
未 収 貸 付 金 利 息	28,225,463,265	基本公営企業健全化基金	843,151,659,901
未 収 受 託 手 数 料	2,626,065	特 別 法 上 の 引 当 金	
雑 勘 定		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,278,605,856,280
仮 払 金	12,579,602	(負 債 合 計)	24,953,339,000,035
固 定 資 産		資 本 金	
20 業 務 用 固 定 資 産	2,523,181,562	産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	24,969,939,000,035	負 債 ・ 資 本 合 計	24,969,939,000,035

損益計算書 [平成12年4月1日から
平成13年3月31日まで]

損		失	利		益
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)
経	常	779,108,187,208	経	常	974,917,589,432
	費			収	
	用			益	
債	券	752,438,217,774	貸	付	971,004,605,726
	利			金	
	息			利	
事	務	1,709,170,022	起	債	1,360,262
	費			前	
				貸	
俸	給	863,314,418	長	期	971,003,245,464
	及			貸	
	諸			付	
	給			利	
	与			息	
諸	支	87,502,938	受	託	283,207,137
	出			手	
	金			数	
				料	
旅		35,563,221	一	般	1,400,000,000
	費			会	
				計	
業	務	690,708,735	預	け	1,838,282,962
	諸			金	
	費			利	
交	際	799,250	有	価	378,913,035
	費			証	
				券	
税		31,281,460	有	価	370,648,678
	金			証	
				券	
債	券	5,095,748,679	有	価	8,264,357
	行			証	
	諸			券	
	費			益	
償	却	19,865,012,232	雑	収	
	費			入	
20	固	50,969,727	雑	益	12,580,572
	定				
	資				
	産				
	減				
	価				
	償				
	却				
	費				
	債	6,566,780,000			
	券				
	行				
	差				
	金				
	償				
	却				
	債	13,247,262,505			
	券				
	行				
	費				
	償				
	却				
雑		38,501			
	損				
特	別				
	損				
	失				
	債	195,809,402,224			
	券				
	借				
	換				
	損				
	失				
	引				
	当				
	金				
	繰				
	入				
当	期	0			
	利				
	益				
	金				
合	計	974,917,589,432	合	計	974,917,589,432

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 433,519,361 円

3 引当金の計上基準

債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和 32 年政令第 79 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 80 / 1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成13年3月31日現在)

摘		要		金額(円)
(資産の部)				
貸付金				
長期貸付		□	185,139	23,377,078,664,508
受託貸付金			36,576	437,431,301,637
現金預け金				1,119,730,526,996
現金				100,000
預け金	さくら銀行外17行			1,119,730,426,996
有価証券				4,934,656,400
国債	〔利付国庫債券(10年)及び利付国庫債券(20年)〕	□ 2	額面 3,890,000,000	3,890,056,400
地方債	広島市公債	1	額面 1,000,000,000	1,044,600,000
未収収益				28,228,089,330
未収貸付金利息				28,225,463,265
未収受託手数料				2,626,065
雑勘定				
仮払金				12,579,602
固定資産				
業務用固定資産				2,523,181,562
土地	8筆		m ² 11,011	1,362,166,636
建物	13棟		延3,766	425,449,837
構築物				49,887,373
機械器具備品	自動車2両、その他 198点			59,143,976
造作				91,198,240
敷金			5□	396,456,200
固定資産仮払金				138,879,300
資産合計				24,969,939,000,035
(負債の部)				
債券				
債券発行高				22,362,802,003,680
受託貸付資金				437,431,301,637
未払費用				
未払債券利息				17,796,878,128
雑勘定				13,551,300,409
仮受金				138,331
前受収益				13,486,343,673
未払金				64,818,405
基金				
基本公営企業健全化基金				843,151,659,901
特別法上の引当金				
債券借換損失引当金				1,278,605,856,280
負債合計				24,953,339,000,035
正味財産				16,600,000,000

(参考)

(a) 平成12年度財務諸表の勘定科目の概要

貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

貸付金 23,377,078,664,508 円

長期貸付の残高であって、本年度 1 兆 9,705 億 9,782 万円の貸付けを行ったが、一方 1 兆 1,277 億 4,679 万 3,444 円の償還があったので、平成 11 年度末の残高 22 兆 5,342 億 2,763 万 7,952 円に対し、8,428 億 5,102 万 6,556 円の増加となった。

受託貸付金 437,431,301,637 円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度 175 億 6,480 万円の貸付けを行ったが、一方 193 億 7,407 万 1,515 円の償還があったので、平成 11 年度末の残高 4,392 億 4,057 万 3,152 円に対し、18 億 927 万 1,515 円の減少となった。

現金預け金 1,119,730,526,996 円

年度末における手持現金の残高 10 万円と銀行預け金の残高 1 兆 1,197 億 3,042 万 6,996 円の合計額である。

有価証券 4,934,656,400 円

国債 38 億 9,005 万 6,400 円及び地方債 10 億 4,460 万円の合計額である。

未収収益 28,228,089,330 円

未収貸付金利息 282 億 2,546 万 3,265 円及び未収受託手数料 262 万 6,065 円の合計額である。

雑勘定 12,579,602 円

有価証券の経過利息仮払金等である。

固定資産 2,523,181,562 円

土地 13 億 6,216 万 6,636 円、建物 4 億 2,544 万 9,837 円、構築物 4,988 万 7,373 円、機械器具備品 5,914 万 3,976 円、造作 9,119 万 8,240 円、敷金 3 億 9,645 万 6,200 円、固定資産仮払金 1 億 3,887 万 9,300 円の合計額である。

債券 22,362,802,003,680 円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2 兆 2,857 億円(うち、外貨債券 1,195 億円)を発行し、償還額 1 兆 5,932 億 8,066 万 5,999 円(うち、外貨債券 668 億 716 万 5,999 円)及び前受収益 27 億 1,998 万 5,428 円を差し引いたので、平成 11 年度末の残高 21 兆 6,731 億 265 万 5,107 円に対し、6,896 億 9,934 万 8,573 円の増加となった。

受託貸付資金 437,431,301,637 円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

未 払 費 用 17,796,878,128 円

公営企業債券の未払利息であって、各債券の本年度最終利払期日の翌日から年度末までの期間に対応する利息額及び当年度 1 月以降に発行された債券の発行日の翌日から年度末までの期間に対応する利息額の合計額である。

xi 雑 勘 定 13,551,300,409 円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金 13 万 8,331 円、当年度発生した未払退職手当等の未払金 6,481 万 8,405 円、外貨公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益 134 億 8,634 万 3,673 円(11 年度末の残高 129 億 7,400 万 4,334 円と当年度発生した 27 億 1,998 万 5,428 円との合計額 156 億 9,398 万 9,762 円から、当年度取りくずした 22 億 764 万 6,089 円を差し引いた額)の合計額である。

xii 基 金 843,151,659,901 円

基本公営企業健全化基金 8,431 億 5,165 万 9,901 円(前年度末残高 8,207 億 4,491 万 2,720 円と当年度計上された 224 億 674 万 7,181 円の合計額)である。

xiii 特別法上の引当金 1,278,605,856,280 円

債券借換損失引当金 1 兆 2,786 億 585 万 6,280 円(前年度末残高 1 兆 827 億 9,645 万 4,056 円と当年度計上された 1,958 億 940 万 2,224 円の合計額)である。

xiv 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

債 券 利 息 752,438,217,774 円

公営企業債券の本年度支払利息 7,576 億 2,190 万 8,917 円(うち、外貨債券利息 294 億 4,289 万 8,802 円)と未払利息 177 億 9,687 万 8,128 円(うち、未払外貨債券利息 130 億 7,853 万 655 円)との合計額 7,754 億 1,878 万 7,045 円から当年度前受収益の取りくずし額 22 億 764 万 6,089 円と前年度計上済の未払利息戻入額 207 億 7,292 万 3,182 円(うち、未払外貨債券利息戻入額 157 億 2,957 万 7,090 円)を差し引いた額である。

事 務 費 1,709,170,022 円

人件費及び物件費である。

債券発行諸費 5,095,748,679 円

本年度支出した債券発行諸費 183 億 4,301 万 1,184 円(元利金支払手数料 43 億 9,731 万 5,441 円、債券発行手数料 135 億 5,611 万 4,480 円、債券発行雑費 3 億 8,958 万 1,263 円)のうち 50 億 9,574 万 8,679 円は本年度損金計上額であり、132 億 4,726 万 2,505 円については、繰延資産に計上するものである。

償 却 費 19,865,012,232 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 12 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

雑 損 38,501 円

固定資産(構築物等)の除却に伴う雑損の計上額である。

債券借換損失引当金繰入 195,809,402,224 円

債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。

貸付金利息 971,004,605,726 円

起債前貸付利息 136 万 262 円、長期貸付利息 9,718 億 1,583 万 2,587 円、長期貸付の未収貸付金利息 282 億 2,546 万 3,265 円の合計額 1 兆 4,265 万 6,114 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 290 億 3,805 万 388 円を差し引いた額である。

受託手数料 283,207,137 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 8,268 万 4,310 円と未収分 262 万 6,065 円との合計額 2 億 8,531 万 375 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 210 万 3,238 円を差し引いた額である。

一般会計より受入 1,400,000,000 円

上水道事業、下水道事業、工業用水道事業、交通事業、市場事業、電気事業、ガス事業及び駐車場事業に対する貸付けに関連して、一般会計より交付された補給金である。

預け金利息 1,838,282,962 円

銀行預金による預け金利息である。

xi 有価証券益 378,913,035 円

余裕金の運用により取得した有価証券の利息 3 億 7,064 万 8,678 円と売却益及び償還益 826 万 4,357 円の合計額である。

xii 雑 収 入 12,580,572 円

職員住宅家賃等の収入である。

(b) 平成12年度附属明細書

附属明細書の計数について

1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。

2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	-	-	16,600

(注) 出資金については、公営公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当期末 未償還残高	発行価 額 (円)	利率 (%)	担保	償還期限
政府保証債(国内債)		15,831,210	1,666,200	1,156,010	16,341,400				
政府保証第655回公営企業債券 ～政府保証第787回公営企業債券	2.4.23 ↓ 12.3.21	15,831,210	-	1,156,010	14,675,200	外 99.00	外 6.9	政府保証	12.4.21 ↓ 22.3.19
政府保証第788回公営企業債券	12.4.27	-	300,000	-	300,000	99.25	1.8	政府保証	22.4.27
政府保証第789回公営企業債券	12.5.25	-	240,000	-	240,000	99.75	1.8	政府保証	22.5.25
政府保証第790回公営企業債券	12.6.23	-	60,000	-	60,000	100.00	1.8	政府保証	22.6.23
政府保証第791回公営企業債券	12.7.19	-	60,000	-	60,000	99.25	1.7	政府保証	22.7.19
政府保証第792回公営企業債券	12.8.25	-	70,000	-	70,000	99.75	1.8	政府保証	22.8.25
政府保証第793回公営企業債券	12.9.22	-	70,000	-	70,000	99.25	1.8	政府保証	22.9.22
政府保証第794回公営企業債券	12.10.19	-	70,000	-	70,000	99.50	1.9	政府保証	22.10.19
政府保証第795回公営企業債券	12.11.24	-	70,000	-	70,000	99.75	1.9	政府保証	22.11.24
政府保証第796回公営企業債券	12.12.21	-	100,000	-	100,000	100.00	1.8	政府保証	22.12.21
政府保証第797回公営企業債券	13.1.29	-	210,000	-	210,000	100.00	1.7	政府保証	23.1.28
政府保証第799回公営企業債券	13.2.27	-	200,000	-	200,000	100.00	1.6	政府保証	23.2.25
政府保証第800回公営企業債券	13.3.21	-	216,200	-	216,200	99.50	1.4	政府保証	23.3.18
政府保証債(外貨債)		771,766	116,780	66,807	821,739				
政府保証第5回スイスフラン公 営企業債券 ～政府保証第14回ユーロ・ド ル公営企業債券	62.9.29 ↓ 12.2.22	771,766	-	66,807	704,959	外 99.750	外 5.000	政府保証	12.5.18 ↓ 31.8.9
政府保証第1回グローバル・ド ル公営企業債券	13.3.14	-	116,780	-	116,780	99.196	5.875	政府保証	23.3.14
縁故債		5,070,126	500,000	370,463	5,199,663				
659回公営企業債券 ～い号第54回公営企業債券	2.7.31 ↓ 12.3.17	5,070,126	-	370,463	4,699,663	外 99.50	外 6.5	一般担保	12.7.31 ↓ 22.3.17
い号第55回公営企業債券	12.4.28	-	30,000	-	30,000	100.00	2.1	一般担保	22.4.28
い号第56回公営企業債券	12.7.31	-	40,000	-	40,000	100.00	1.9	一般担保	22.7.30
特別第135回公営企業債券	13.1.31	-	100,000	-	100,000	100.00	2.0	一般担保	23.1.31
798回公営企業債券	13.1.31	-	30,000	-	30,000	100.00	2.0	一般担保	23.1.31
い号第57回公営企業債券	13.3.19	-	300,000	-	300,000	100.00	1.7	一般担保	23.3.18
計		21,673,102	2,282,980	1,593,280	22,362,802				

(注) 償還の方法

政府保証債(国内債・外債)	満期一括償還
縁故債のうち通常債、特別債	3年間据置、半年3%ずつ償還し、残額を満期日に償還
" い号債	満期一括償還
" う号債	2年間据置、半年3%ずつ償還し、残額を満期日に償還

八 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
債券借換損失引当金	1,082,796	195,809	-	-	1,278,605

二 その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金1,119,730百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息28,225百万円、受託手数料2百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税3百万円、退職手当61百万円
未払費用	債券利息17,796百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却		差引 当期末残高
					累計額	当期償却額	
土地	549	812	-	1,362	-	-	1,362
建物	637	-	-	637	212	15	425
構築物	94	1	0	95	45	4	49
機械器具備品	132	8	0	140	81	14	59
造作	182	2	-	185	94	16	91
敷金	396	-	-	396	-	-	396
固定資産仮払金	-	138	-	138	-	-	138
計	1,993	963	0	2,956	433	50	2,523

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

(単位：百万円)

補助金等の名称	金額	国の会計区分	損益計算書の科目
公営企業金融公庫補給金	1,400	一般会計	一般会計より受入

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	105
職 員 給	678
職 員 基 本 給	416
職 員 諸 手 当	218
超 過 勤 務 手 当	44
退 職 手 当	79
計	863

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

平成12年度資金収支実績

(単位：千円)

収 入 科 目	金 額	支 出 科 目	金 額
前 期 末 現 金 預 け 金	1,062,111,650	長 期 及 び 起 債 前 貸 貸 付 金	1,970,597,820
産 業 投 資 出 資 金	-	短 期 貸 付 金	-
公 営 競 技 納 付 金	22,406,747	債 券 償 還 金	1,593,280,666
公 営 企 業 債 券	2,279,133,220	短 期 借 入 償 還 金	-
公 募 債	1,660,594,000	固 定 資 産 取 得 費	963,621
縁 故 債	500,000,000	事 業 損 金	777,609,272
外 貨 債	118,539,220	事 務 費	1,644,352
短 期 借 入 金	-	支 払 利 息	757,621,909
長 期 及 び 起 債 前 貸 回 収 金	1,127,746,794	債 券 発 行 諸 費	18,343,011
短 期 貸 付 回 収 金	-	そ の 他	298,544
事 業 益 金	971,817,193	期 末 現 金 預 け 金	1,124,665,183
一 般 会 計 よ り 受 入	1,400,000		
雑 収 入	2,512,461		
そ の 他	287,041		
合 計	5,467,415,106	合 計	5,467,415,106

(c) 過去5事業年度の貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表

(単位：円)

年 度(平成)		8	9	10	11	12
資産の部	貸付金					
	長期貸付	18,912,995,144,996	20,224,426,493,360	21,418,759,341,465	22,534,227,637,952	23,377,078,664,508
	受託貸付金	433,365,895,978	438,635,350,579	440,698,026,145	439,240,573,152	437,431,301,637
	現金預け金	988,108,694,550	1,125,753,450,261	1,150,492,084,585	1,054,574,511,525	1,119,730,526,996
	現金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	預け金	988,108,594,550	1,125,753,350,261	1,150,491,984,585	1,054,574,411,525	1,119,730,426,996
	有価証券	7,425,146,800	7,505,173,550	6,889,126,400	7,537,138,550	4,934,656,400
	未収収益	29,993,378,707	30,088,335,038	29,706,442,587	29,040,153,626	28,228,089,330
	未収貸付金利息	29,988,927,543	30,084,054,976	29,703,169,712	29,038,050,388	28,225,463,265
	未収受託手数料	4,451,164	4,280,062	3,272,875	2,103,238	2,626,065
	雑勘定					
	仮払金	75,316,890	176,993,731	25,824,663	4,126,046	12,579,602
	固定資産					
	業務用固定資産	1,644,736,850	1,633,752,966	1,622,269,248	1,610,569,160	2,523,181,562
資産合計	20,373,608,314,771	21,828,219,549,485	23,048,193,115,093	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	
負債及び資本の部	債券					
	債券発行高	18,523,401,924,042	19,800,910,213,979	20,839,814,747,270	21,673,102,655,107	22,362,802,003,680
	受託貸付資金	433,365,895,978	438,635,350,579	440,698,026,145	439,240,573,152	437,431,301,637
	未払費用					
	未払債券利息	18,927,872,542	20,361,590,147	21,460,412,722	20,772,923,182	17,796,878,128
	雑勘定	8,826,482,212	10,130,686,988	11,002,264,796	12,977,191,794	13,551,300,409
	仮受金	95,432	131,399	187,050	142,660	138,331
	前受収益	8,824,664,780	10,118,844,089	10,998,862,046	12,974,004,334	13,486,343,673
	未払金	1,722,000	11,711,500	3,215,700	3,044,800	64,818,405
	基金					
	基本公営企業健全化基金	720,565,402,359	760,335,290,926	794,365,645,519	820,744,912,720	843,151,659,901
	特別法上の引当金					
	債券借換損失引当金	651,920,737,638	781,246,416,866	924,252,018,641	1,082,796,454,056	1,278,605,856,280
	(負債合計)	20,357,008,314,771	21,811,619,549,485	23,031,593,115,093	24,049,634,710,011	24,953,339,000,035
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	
負債・資本合計	20,373,608,314,771	21,828,219,549,485	23,048,193,115,093	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	

損益計算書

(単位：円)

年度(平成)		8	9	10	11	12
損 失	經常費用	889,537,589,871	905,679,417,932	881,825,659,378	842,884,792,789	779,108,187,208
	債券利息	860,773,153,661	871,318,499,446	845,952,348,997	811,358,370,605	752,438,217,774
	事務費	1,499,710,934	1,652,134,809	1,632,821,284	1,695,484,995	1,709,170,022
	俸給及諸給与	779,780,007	818,494,499	814,659,436	840,381,617	863,314,418
	諸支出金	77,440,210	81,209,865	85,619,012	85,417,429	87,502,938
	旅費	41,177,482	45,506,949	42,259,854	42,886,053	35,563,221
	業務諸費	585,164,727	680,370,492	663,725,174	701,165,090	690,708,735
	交際費	1,055,650	1,071,768	1,065,570	1,073,000	799,250
	税金	15,092,858	25,481,236	25,492,238	24,561,806	31,281,460
	債券発行諸費	4,929,716,025	5,757,869,803	5,955,215,666	5,677,607,666	5,095,748,679
	償却費	22,334,925,630	26,948,443,363	28,284,982,147	24,153,329,523	19,865,012,232
	20 固定資産減価償却費	42,612,873	44,344,245	48,946,140	49,777,867	50,969,727
	債券発行差金償却	5,172,195,300	8,440,169,928	11,036,502,658	8,351,515,200	6,566,780,000
	債券発行費償却	17,120,117,457	18,463,929,190	17,199,533,349	15,752,036,456	13,247,262,505
	雑損	83,621	2,470,511	291,284	0	38,501
	特別損失	135,982,743,862	129,325,679,228	143,005,601,775	158,544,435,415	195,809,402,224
	債券借換損失引当金繰入	135,982,743,862	129,325,679,228	143,005,601,775	158,544,435,415	195,809,402,224
当期利益金	0	0	0	0	0	
合計	1,025,520,333,733	1,035,005,097,160	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432	
利 益	經常収益	1,025,520,333,733	1,035,005,097,160	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432
	貸付金利息	1,015,945,171,778	1,024,618,824,360	1,016,384,125,349	996,519,747,557	971,004,605,726
	起債前貸利息	80,699,833	4,635,616	18,683,222	978,495	1,360,262
	長期貸付利息	1,015,864,471,945	1,024,614,188,744	1,016,365,442,127	996,518,769,062	971,003,245,464
	受託手数料	293,194,425	297,084,546	291,498,324	283,469,852	283,207,137
	一般会計より受入	5,016,000,000	4,166,000,000	2,900,000,000	2,000,000,000	1,400,000,000
	預け金利息	3,344,338,285	5,188,522,281	4,836,497,859	1,202,990,067	1,838,282,962
	有価証券益	433,109,854	427,875,255	406,413,774	405,219,106	378,913,035
	有価証券利息	426,278,878	405,120,000	405,399,134	405,180,106	370,648,678
	有価証券益	6,830,976	22,755,255	1,014,640	39,000	8,264,357
	外国為替益	0	0	0	0	0
	雑収入					
	雑益	488,519,391	306,790,718	12,725,847	1,017,801,622	12,580,572
合計	1,025,520,333,733	1,035,005,097,160	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432	

(d) 特殊法人等に係る行政コスト計算書

平成 13 年 9 月 28 日に公表しました行政コスト計算書は以下のとおりです。

また、行政コスト計算書作成にあたって作成した、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した平成 12 年度の財務書類(民間企業仮定財務諸表)は、次頁以下のとおりです。

行政コスト計算書
(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

(単位：円)

業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	760,882,383,338		
その他業務費用	18,343,011,184		
営業経費	1,696,634,900		
その他経常費用	38,501	780,922,067,923	
(控除)業務収入			
資金運用収益	971,004,605,726		
役務取引等収益	283,207,137		
その他業務収益	2,117,594,057		
その他経常収益	9,816,937	973,415,223,857	
業務費用合計			192,493,155,934
機会費用			
政府出資等の機会費用	210,820,000		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	57,073,593		
機会費用合計			267,893,593
行政コスト			192,225,262,341

民間企業仮定貸借対照表
(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,094,730,526,996	債 券	22,385,289,804,720
買 現 先 勘 定	26,044,600,000	受 託 貸 出 資 金	437,431,301,637
有 価 証 券		そ の 他 負 債	19,286,001,273
国 債	5,605,360,000	未 払 金	64,818,405
貸 出 金	23,377,078,664,508	未 払 費 用	17,796,878,128
受 託 貸 出 金	437,431,301,637	前 受 収 益	30,553,052
そ の 他 資 産	66,687,454,116	債 券 発 行 差 金	1,393,613,357
未 収 収 益	28,269,463,579	そ の 他 の 負 債	138,331
債 券 発 行 差 金	37,867,267,227	賞 与 引 当 金	34,287,294
そ の 他 の 資 産	550,723,310	退 職 給 付 引 当 金	248,882,349
動 産 不 動 産	2,523,181,562	公 営 企 業 健 全 化 基 金	843,151,659,901
土 地 建 物 動 産	2,421,365,423	(負 債 の 部 合 計)	23,685,441,937,174
減 価 償 却 累 計 額	433,519,361	(資 本 の 部)	
建 設 仮 払 金	138,879,300	資 本 金	16,600,000,000
保 証 金 権 利 金	396,456,200	剰 余 金	1,306,344,483,145
貸 倒 引 当 金	0	金 利 変 動 積 立 金	5 1,278,605,856,280
		次 期 繰 越 利 益 金	27,738,626,865
		評 価 差 額 金	1,714,668,500
		(資 本 の 部 合 計)	1,324,659,151,645
資 産 の 部 合 計	25,010,101,088,819	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	25,010,101,088,819

- 1 貸出金のうち、破綻先債権額は0円、延滞債権額は0円である。
- 2 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は0円である。
- 3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0円である。
- 4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0円である。
- 5 金利変動積立金は、現行の財務諸表では特別法上の引当金として債券借換損失引当金という勘定科目で表示されている。

民間企業仮定損益計算書
(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	974,815,223,857
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	971,004,605,726
役 務 取 引 等 収 益	
受 託 手 数 料	283,207,137
政 府 補 給 金 収 入	1,400,000,000
そ の 他 業 務 収 益	2,117,594,057
預 け 金 利 息	1,732,443,557
有 価 証 券 利 息	368,865,747
買 現 先 利 息	16,284,753
そ の 他 経 常 収 益	9,816,937
経 常 費 用	780,922,067,923
資 金 調 達 費 用	760,882,383,338
債 券 利 息	753,788,307,950
債 券 発 行 差 金 償 却	7,094,075,388
そ の 他 業 務 費 用	
債 券 発 行 費	18,343,011,184
営 業 経 費	1,696,634,900
一 般 管 理 費	1,483,001,553
賞 与 引 当 金 繰 入 額	34,287,294
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	68,503,092
減 価 償 却 費	110,842,961
そ の 他 経 常 費 用	38,501
経 常 利 益	193,893,155,934
当 期 利 益	193,893,155,934

キャッシュ・フロー計算書
(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,127,746,793,444
貸付金払出による支出	1,970,597,820,000
貸付金利息収入	971,817,192,849
債券発行による収入	2,279,133,220,000
債券償還による支出	1,594,403,425,067
債券利息支出	756,499,149,849
債券発行費支出	18,343,011,184
受託手数料収入	282,684,310
政府補給金収入	1,400,000,000
買現先による支出	26,044,600,000
買現先回収による収入	1,652,692,150
運用利息収入	2,211,585,997
業務経費支出	1,539,504,159
その他業務活動による支出	1,685,748
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,814,972,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却による収入	2,000,000,000
動産不動産の取得による支出	1,065,704,453
定期預金預入による支出	13,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,065,704,453
財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	22,406,747,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,406,747,181
現金及び現金同等物に係る換算価額	0
現金及び現金同等物の増加額	27,156,015,471
現金及び現金同等物の期首残高	1,054,574,511,525
現金及び現金同等物の期末残高	1,081,730,526,996

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成13年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金			
前期繰越利益金		29,654,873,155	
当期利益金		193,893,155,934	223,548,029,089
利益処分額			
金利変動積立金	1	195,809,402,224	195,809,402,224
次期繰越利益金	2		27,738,626,865

- 1 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第16条第1項の規定に基づき、当該年度末貸付残高の80/1000の範囲内で計上している。
- 2 次期繰越利益金は、主として、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項の規定に基づく「債券発行差金及び債券発行費の償却額について(昭和63年5月26日付蔵銀第1116号)」により、債券発行差金について発行年度に一括償却していたものを「金融商品に係る会計基準」に基づき10年の期間償却の方法によったために生じたものである。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成12年5月1日金検第84号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の残高はない。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

退職給付引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、以下の合計額を計上している。

)退職給与(退職手当)については、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の100%に相当する額

)年金債務については、厚生年金基金の積立不足額(財政決算における最低積立基準額(非継続基準)から純資産額(時価)を控除した額をいう)のうち、当公庫の負担となる額(基金全体の積立不足額を標準報酬総額の比率で按分した額)

なお、「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の積算に相当の作業時間を要するため、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に規定される平成12年度決算に係る経過措置を適用している。

5. その他の重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたとこ
(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建取引等会計処理基準に基づく振当処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....通貨スワップ

ヘッジ対象.....外貨建債券の元利償還

ヘッジ方針

為替変動リスクを軽減する目的で行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続し
て、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性
の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1)資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に
換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する
短期投資からなる。

(2)現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	1,094,730,526,996 円
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	13,000,000,000 円
現金及び現金同等物	1,081,730,526,996 円

7. 機会費用の計上基準

(1)政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

12 年度末(平成 13 年 3 月末) 1.270%

(2)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 78 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区 分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1)有価証券の明細

(単位：円)

区 分	種類及び銘柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		
		償却原価法 による価額	時 価			償却原価法 による価額	時 価	評価差額金
そ の 他 有 価 証 券	133回利付国債	999,919,369	1,034,200,000	80,631	1,000,000,000	0	0	0
	135回利付国債	999,731,930	1,051,200,000	268,070	1,000,000,000	0	0	0
	144回利付国債	549,723,557	603,020,000	157,968	0	549,881,525	573,650,000	23,768,475
	13回利付国債	3,340,895,991	4,933,848,000	0	86,016	3,340,809,975	5,031,710,000	1,690,900,025
	計	5,890,270,847	7,622,268,000	506,669	2,000,086,016	3,890,691,500	5,605,360,000	1,714,668,500

(注) 1. 13回利付国債は20年債であり、その他は10年債である。

2. 133回利付国債及び135回利付国債の当期減少額は、満期償還による減少である。

(2)事業資産等の明細

本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
長 期 貸 付	正 常 債 権	22,534,227,637,952	1,970,597,820,000	1,127,746,793,444	23,377,078,664,508
	要 管 理 債 権	0	0	0	0
	危 険 債 権	0	0	0	0
	破産更正債権等	0	0	0	0
	計	22,534,227,637,952	1,970,597,820,000	1,127,746,793,444	23,377,078,664,508

貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸出金及び貸出金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。

(以下「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細」において同じ。)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	22,563,265,688,340	23,405,304,127,773	842,038,439,433
計	22,563,265,688,340	23,405,304,127,773	842,038,439,433

- (注)1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更正、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月延滞債権に該当しないものである。

固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却		差引 当期末残高
						累計額	当期償却額	
有形固定資産	土地	549,904,873	812,261,763	0	1,362,166,636	0	0	1,362,166,636
	建物	637,537,175	0	0	637,537,175	212,087,338	15,772,883	425,449,837
	動産	409,952,065	12,479,567	770,020	421,661,612	221,432,023	35,196,844	200,229,589
	建設仮払金	0	138,879,300	0	138,879,300	0	0	138,879,300
	計	1,597,394,113	963,620,630	770,020	2,560,244,723	433,519,361	50,969,727	2,126,725,362
無形固定資産	ソフトウェア	290,785,251	102,083,823	0	392,869,074	124,899,671	59,873,234	267,969,403
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	0	396,456,200	0	0	396,456,200

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

債券の明細

(単位:円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第655回～787回 公営企業債券	15,831,210,000,000	0	1,156,010,000,000	14,675,200,000,000	1.1～7.9
政府保証債(国内債) 第788回～797回、及び第 799回～800回公営企業債券	0	1,666,200,000,000	0	1,666,200,000,000	1.4～1.9
政府保証債(外貨債) 第5回スイスフラン公営企 業債券～第14回ユーロ・ド ル公営企業債券	792,657,029,787	0	67,929,925,067	724,727,104,720	3.000～9.750
政府保証債(外貨債) 第1回グローバル・ドル公 営企業債券	0	119,500,000,000	0	119,500,000,000	5.875
縁故債等659回公営企業債 券～い号第54回公営企業債 券	5,070,126,200,000	0	370,463,500,000	4,699,662,700,000	1.6～7.4
縁故債 い号第55回～第57回公営企 業債券	0	370,000,000,000	0	370,000,000,000	1.7～2.1
縁故債 特別第135回公営企業債券	0	100,000,000,000	0	100,000,000,000	2.0
縁故債 第798回公営企業債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	2.0
計	21,693,993,229,787	2,285,700,000,000	1,594,403,425,067	22,385,289,804,720	

退職給付引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付に係る引当金	202,579,031	30,267,766	79,024,448	153,822,349
厚生年金基金に係る引当金	63,599,924	38,235,326	6,775,250	95,060,000
計	266,178,955	68,503,092	85,799,698	248,882,349

その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	35,521,313	34,287,294	35,521,313	34,287,294

その他の主要な資産負債の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	1,054,574,511,525	40,156,015,471	0	1,094,730,526,996
未収収益	29,167,906,242	28,269,463,579	29,167,906,242	28,269,463,579
未収貸付金利息	29,038,050,388	28,225,463,265	29,038,050,388	28,225,463,265
未収受託手数料	2,103,238	2,626,065	2,103,238	2,626,065
未収預け金利息	123,595,170	25,854,801	123,595,170	25,854,801
未収有価証券利息	0	2,479,451	0	2,479,451
未収買現先利息	4,157,446	13,039,997	4,157,446	13,039,997
未払金	3,044,800	64,818,405	3,044,800	64,818,405
未払消費税	3,044,800	3,300,000	3,044,800	3,300,000
未払退職手当	0	61,518,405	0	61,518,405
未払費用	20,772,923,182	17,796,878,128	20,772,923,182	17,796,878,128
未払債券利息	5,043,346,092	4,718,347,473	5,043,346,092	4,718,347,473
未払外貨債券利息	15,729,577,090	13,078,530,655	15,729,577,090	13,078,530,655
計	1,104,518,385,749	86,287,175,583	49,943,874,224	1,140,861,687,108

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

(単位：円)

国庫補助金等の名称	国の会計区分	国庫補助金等の金額	仮定貸借対照表及び仮定損益計算書との関係	
			勘定科目	関係内容
公営企業金融公庫補給金	一般会計	1,400,000,000	政府補給金収入	-

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支給額	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	
			退職一時金	厚生年金基金
役員	73,469,515	6,087,291	23,513,760	38,235,326
職員	668,523,892	28,200,003	6,754,006	
計	741,993,407	34,287,294	30,267,766	38,235,326

(3)一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	741,993,407
諸 支 出 金	84,739,303
旅 費	35,563,221
業 務 諸 費	588,624,912
交 際 費	799,250
税 金	31,281,460
計	1,483,001,553

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

債務者区分	自己査定				貸倒引当金の 見積方法	金融再生法	リスク管理債権
	分類	分類	分類	分類			
破綻先・実質破綻先 0	0	0	0	0	個別見積	破綻更生債権等 債権 0 引当 0 保全率 -	破綻債権 0
破綻懸念先 0	0	0	0	0	貸倒実績率	危険債権 債権 0 引当 0 保全率 -	延滞債権 0
要管理債権 0	0	0			貸倒実績率	要管理債権 債権 0 引当 0 保全率 -	3ヶ月以上延滞 0 条件緩和債権 0
要注意先 その他要注意先 0	0	0			}	正常債権 債権 23,405,304,127,773 引当 0 保全率 -	
正常先 23,405,304,127,773	23,405,304,127,773						

第6 発行者の参考情報

公庫では、公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・事務所に常備
附属明細書	・事務所に常備
決算報告書	・事務所に常備
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備
行政コスト計算書	・事務所に常備
公営企業金融公庫パンフレット (公庫の役割と仕事)	・事務所に常備
ANNUAL REPORT	・事務所に常備
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp)